

令和6年度 建設業関係説明会 資料

建設業法等について

1 経営事項審査におけるワーク・ライフ・バランスに関する加点評価について…	1
2 令和6年度建設業者向け雇用助成金のご案内について…	2
3 盛土規制法の運用について…	4
4 電子マニフェストについて…	9
5 建設リサイクル法について…	12
6 資源有効利用促進法に関する省令の改正について…	14

建設工事等の入札・契約制度等について

7 令和6年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正について…	20
8 土木建築局所管の土木工事に係る検査等の基本方針について…	61
9 施工体制点検等について…	62
10 優良建設工事等表彰における令和7年度表彰の要件について…	63
11 建設産業の生産性向上に関する取組について…	68
12 建設産業の働き方改革に関する取組について…	70
13 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用について…	72
14 大規模災害時の協力建設事業者登録制度について…	76
15 広島県アダプト制度について…	78
16 安芸高田市に関する建設事務所の管轄の変更について…	80

広 島 県

経営事項審査における
ワーク・ライフ・バランスに関する加点評価について

経営事項審査におけるワーク・ライフ・バランスに関する加点評価について

○建設業界の働き方改革推進のため、ワーク・ライフ・バランスに関する取組について認定企業となった場合は、経営事項審査において加点評価の対象となります。

○評価対象となる認定制度 【厚生労働大臣認定 申請先：都道府県労働局】

えるぼし認定制度 「女性活躍推進法」

一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のための取り組みの実施状況が優良な企業を「えるぼし認定企業」（第1～3段階）「プラチナえるぼし認定企業」として認定。

くるみん認定制度 「次世代育成支援対策推進法」

一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定。

ユースエール認定制度 「若者雇用促進法」

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として認定。

○審査基準及び評点

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	2
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

審査基準日において取得している認定のうち、最も配点の高いものを評価
(最大5点)

令和6年度建設業者向け雇用助成金のご案内について

令和6年度 建設業者向け雇用助成金のご案内 (建設技術者等雇用助成事業)

県民の安全安心を守るための防災減災対策推進のため、県内建設業者において工事を着実に実施していくよう、不足している建設技術者等の雇用に対し、助成金を支給します。

年間総支給額	助成対象期間	支給単位
60万円 (50万円)	最長1年間 令和8年3月実績まで	3か月毎

※()は中小企業(資本金もしくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者300人以下の企業)以外の企業に対する支給額です。

○申請できる建設業者

以下の条件を満たすことが必要です。

- 1 県内に主たる営業所を有する建設業者のうち次のいずれかに該当する者
 - (1) 土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の県入札参加資格を有する者
 - (2) 土木工事業又はとび・土工工事業の建設業許可を有する者のうち、県が発注した土木一式工事について、過去5年間に一次下請負人として工事を完成させ元請負人に引き渡した実績を有する者。
- 2 助成金支給のための要件を満たす労働者を1年以上継続して雇用する意思があること。
- 3 県税の滞納がないこと。

○助成対象となる技術者等

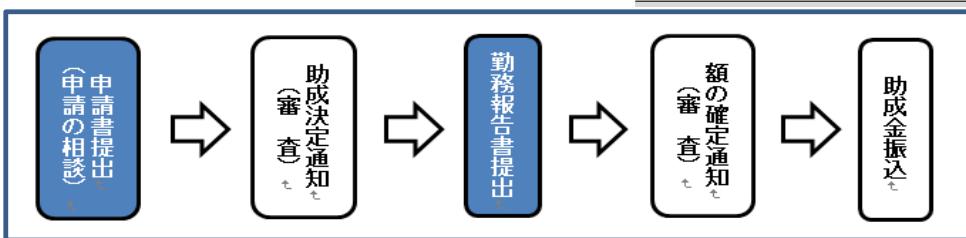
雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 1 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用されていないこと。
- 2 住所に応じて、次のいずれかに該当すること。(いずれの場合も新規学校卒業者を除く。)
 - (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県外に継続して住所を有していた者で、かつ、申請者に雇用されることを目的に、広島県に転入をしたこと。ただし、転入することなく、雇用契約を証する書類に記載の就業の場所へ通勤可能である場合を除く。
 - (2) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内に継続して住所を有していた者で、かつ、建設業以外の業種から転職又は就職し、申請者に雇用されること。
- 3 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。ただし、満年齢60歳以上の者については、厚生労働省が所管する特定求職者雇用開発助成金の対象となる労働者を除く。
- 4 次のいずれかの資格を有していること。
 - (1) 土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の主任技術者の要件を満たす者
 - (2) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者(雇入れ日から6か月以内に取得する者を含む。)
- 5 健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の適用があること。
- 6 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

○助成対象となる雇用開始期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新たに雇用された技術者が対象

○手続きの流れ(着色部が、申請者が行う手続き) ※申請は雇入れから3か月以内



【参考】

○ 建設技術者等(緊急)雇用助成金事業 支給決定件数

123名（令和6年3月12日現在）

○ こんな技術者等に対して助成金を支給しています。

- ・運送業からの転職者(30代)で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了
- ・他県建設業者から転職した一級土木施工管理技士(50代)
- ・雇用保険給付期間終了後の採用者(40代)で車両系資格保有者
- ・製造業から転職した車両系資格保有者(20代)
- ・公務員から転職した一級土木施工管理技士(30代)
- ・医療事務を退職し、車両系資格を取得後の採用者(30代)
- ・飲食業アルバイトからの転職者(20代)で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了

他業種からの雇入れ等でも、雇入れ後半年以内に運転技能講習を修了することにより、現場での即戦力として活躍しています。

また、県外居住者であっても、通勤可能である場合は県内への転居が必須ではありません。

【ホームページ】

詳しい手続き方法・必要書類については、広島県ホームページをご覧ください。

トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 建設産業課

>建設技術者等雇用助成事業について【令和6年度】

アドレス：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/shinjoseikin.html>

QRコード



【問い合わせ先及び申請先】

広島県 土木建築局 建設産業課 建設業グループ

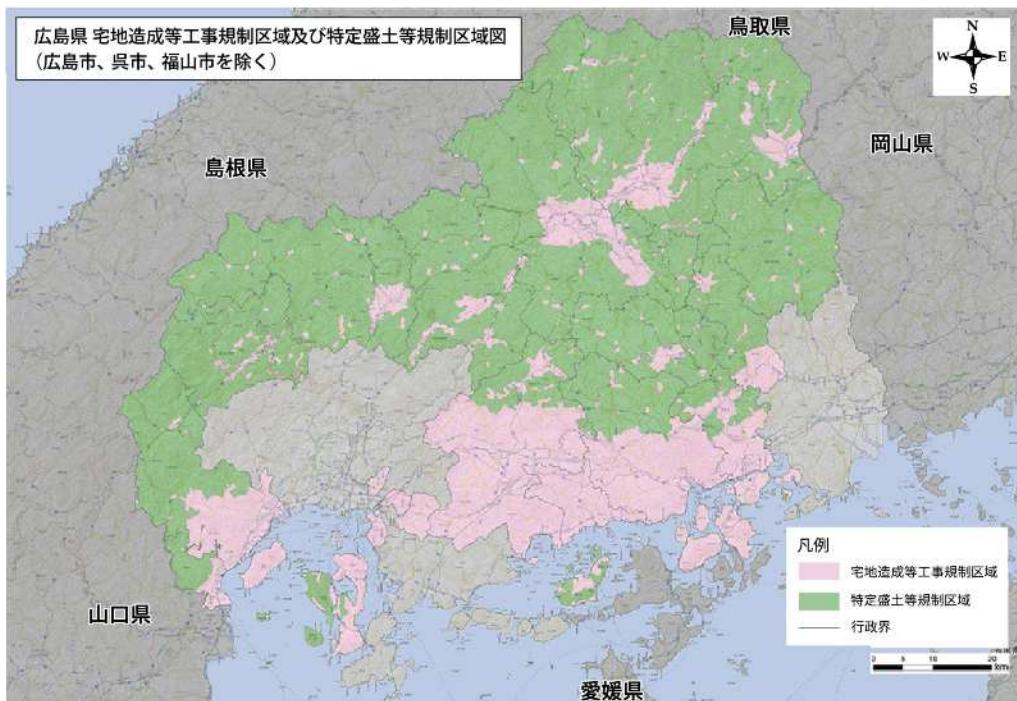
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 (広島県庁北館 6階)

TEL:082-513-3822 FAX:082-223-3593 Email:dokensei@pref.hiroshima.lg.jp

盛土規制法の運用について

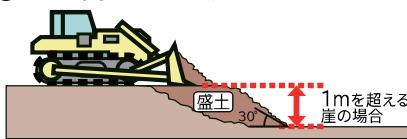
広島県全域(広島市、呉市、福山市を除く)で 盛土等を行う場合は許可が必要となります!

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- 広島県では、令和5年9月28日に県内全域(広島市、呉市、福山市を除く)を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始しました。
- 下記の許可対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は工事を行う前に許可が必要となりますので、申請をお願いいたします。(申請先は裏面で確認できます。)



許可対象工事

- ① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



- ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



- ③ 盛土と切土を同時にい

- 高さが2m超の崖を生ずるもの



- ④ 盛土で高さが2m超となるもの



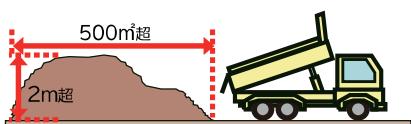
- ⑤ 盛土又は切土をする土地の

- 面積が500m²超となるもの



- ⑥ 最大時に堆積する

- 高さが2m超かつ面積が300m³超
または面積が500m²超となるもの



申請窓口

申請所在地	申請窓口		許可担当部署		
			盛土、切土又は土石の堆積の面積		
			1ha未満	1ha以上 5ha未満	5ha以上
竹原市	竹原市	都市整備課	竹原市	西部建設事務所	県庁
大竹市	大竹市	都市計画課	大竹市		
東広島市	東広島市	開発指導課	東広島市		
廿日市市	廿日市市	都市計画課	廿日市市		
安芸高田市	安芸高田市	管理課	安芸高田市		
江田島市	江田島市	都市整備課			
府中町	府中町	建築課			
海田町	海田町	都市整備課			
熊野町	熊野町	都市整備課	熊野町		
坂町	坂町	都市計画課	坂町		
安芸太田町	安芸太田町	建設課		西部建設事務所	
北広島町	北広島町	建設課			
大崎上島町	大崎上島町	建設課			
三原市	三原市	建築指導課	三原市	東部建設事務所	
尾道市	尾道市	建築課	尾道市		
府中市	府中市	都市デザイン課			
世羅町	世羅町	企画課			
神石高原町	神石高原町	建設課	神石高原町	北部建設事務所	
三次市	三次市	都市建築課	三次市		
庄原市	庄原市	都市整備課			
		建設課			

連絡先一覧

部署名		郵便番号	所在地	電話番号
県庁	都市環境整備課	730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-4143
広島県西部建設事務所	建築課	732-0816	広島市南区比治山本町16番12号	082-250-8158
広島県東部建設事務所	建築課	720-8511	福山市三吉町一丁目1番1号	084-921-1311
広島県北部建設事務所	建築課	728-0013	三次市十日市東四丁目6番1号	0824-63-5181
竹原市	都市整備課	725-8666	竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-7749
大竹市	都市計画課	739-0692	大竹市小方1丁目11番1号	0827-59-2167
東広島市	開発指導課	739-8601	東広島市西条栄町8番29号	082-420-0959
廿日市市	都市計画課	738-8501	廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9194
安芸高田市	管理課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-47-1201
江田島市	都市整備課	737-2297	江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1647
府中町	建築課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3174
海田町	都市整備課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14番17号	082-823-9634
熊野町	都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5608
坂町	都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1513
安芸太田町	建設課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸内784番地1	0826-28-1962
北広島町	建設課	731-1595	山県郡北広島町有田1234番地	050-5812-1860
大崎上島町	建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625番地1	0846-65-3124
三原市	建築指導課	723-8601	三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6125
尾道市	建築課	722-8501	尾道市久保一丁目15番1号	0848-38-9245
府中市	都市デザイン課	726-8601	府中市府川町315番地	0847-43-7159
世羅町	企画課	722-1192	世羅郡世羅町西上原123番地1	0847-22-3206
神石高原町	建設課	720-1522	神石郡神石高原町小畠1701番地	0847-89-3338
三次市	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6385
庄原市	都市整備課	727-8501	庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1115
	建設課			0824-73-1150

許可申請に必要な手続き等について、詳しくは広島県のホームページをご確認ください。

広島県 盛土規制  検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>

ご確認ください！

呉市イメージキャラクター 呉氏

もりど

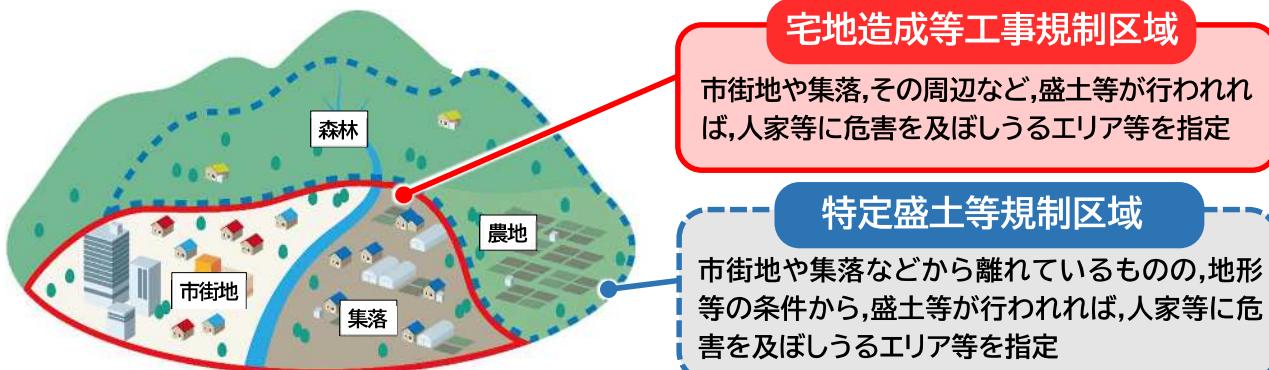
盛土等に関する規制が始まります。

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- 盛土規制法は、盛土等に関する工事を規制する区域を指定したのち、法律に基づく規制が開始されます。
- 呉市では、令和6年4月1日に規制区域を指定し、運用を開始する予定です。

取組

1 規制区域の指定

盛土等の崩落により、被害を及ぼしうる区域を指定します。各規制区域の詳細は呉市のウェブサイト等で確認できます。



自分の土地が
区域に入ったら

盛土・切土や擁壁等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。自分の土地の盛土等
が周囲に危険を及ぼさないよう、維持管理を心がけてください。

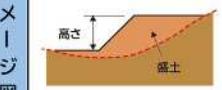
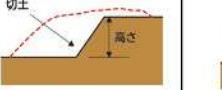
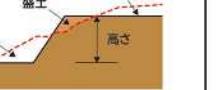
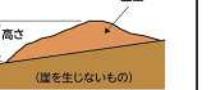
取組

2 安全な盛土の造成

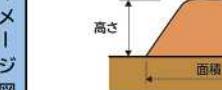
切土・盛土や、土砂のストックヤードにおける仮置きなどでは、許可が必要になる場合があります。



例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超の崖※ を生ずるもの	②切土で高さが 2m超の崖 を生ずるもの	③盛土と切土を同時に 高さが2m超の崖 を生ずるもの (①②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①③を除く)	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500m超となるもの (①~④を除く)
イメージ図					

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超かつ面積が 300m超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超となるもの
イメージ図		

許可申請から工事完了までの主な流れ



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

出典:国土交通省盛土規制法パンフレットを基に作成

取組

3 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内で盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土を安全に保つ「責務」があります。所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

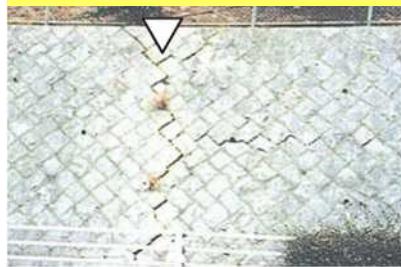
盛土の割れ



地下水の流出



擁壁の割れ



取組

4 実効性のある罰則



ココに注意!!

- 無許可行為や命令違反等に対する罰金刑等 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しても、法人重科を措置 最大で罰金3億円以下 等

取組

5 呉市の規制区域

呉市では、市全域に対して「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」を予定しています。



出典:地理院地図(地理院地図を加工して作成)



ココに注意!!

規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ
許可が必要です。

お問い合わせ

窓口担当

呉市 都市部 都市計画課 TEL: 0823-25-3369 FAX: 0823-24-6831

呉市 HP

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/>

2024年（令和6年）4月1日から

福山市全域で盛土等を行う場合は許可が必要となります！



- 2023年（令和5年）5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行されました。
- 福山市では、2024年（令和6年）4月1日に市内全域を規制区域に設定し、盛土規制法の運用を開始します。
- 次の許可対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は工事を行う際に許可が必要となりますので、申請をお願いします。

許可対象工事

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの

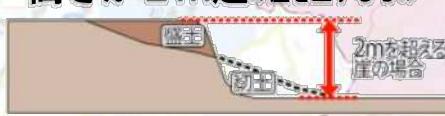


②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



③盛土と切土を同時に

高さが2m超の崖を生ずるもの

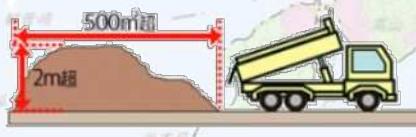


④盛土で高さが2m超となるもの



⑤最大時に堆積する

高さが2m超かつ面積が300m²超 または面積が500m²超になるもの



⑥盛土又は切土をする土地の

面積が500m²超となるもの



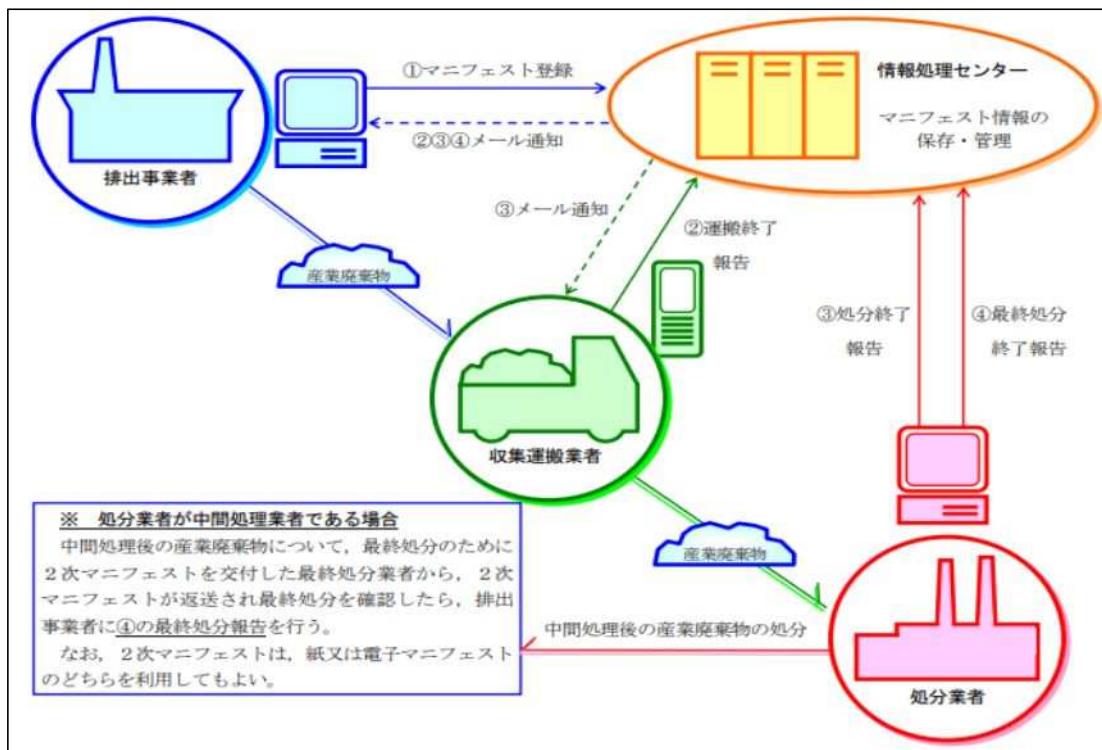
電子マニフェストについて

電子マニフェストについて

広島県では、デジタル技術を活用した資源循環の促進に向けて、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の電子化を進めています。

□ 電子マニフェストのしくみ

電子マニフェストは、紙に記載しているマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みです。



□ 電子マニフェストを使用するメリット

○事務処理の効率化

- ・行政への年次報告（管理票交付等状況報告）が不要
- ・マニフェストの保存・保管スペースが不要
- ・紙のやり取り（発送、郵便受付作業）の省略
- ・テンプレート登録機能等によるマニフェスト作成の簡易化

○法令順守（コンプライアンス）

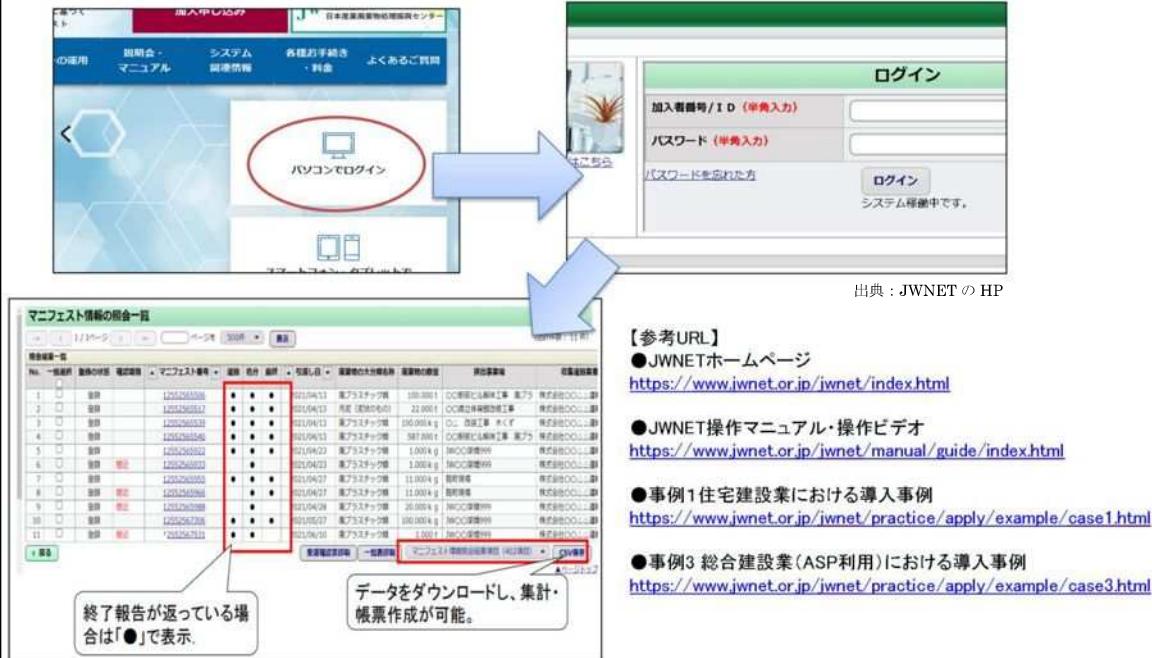
- ・マニフェストの誤記、記載漏れ、紛失の防止
- ・各種期限を一覧表示機能や通知機能で確実に確認

○透明性の確保

- ・マニフェストの偽造、不正修正の防止
- ・本社・支店において、全国各地の排出事業場のマニフェスト情報を閲覧可能

□電子マニフェストのアクセスイメージ

電子マニフェストのアクセスは、WEB上で行えるため、基本的にはパソコン又はスマートホンとインターネット環境があれば、利用することが可能



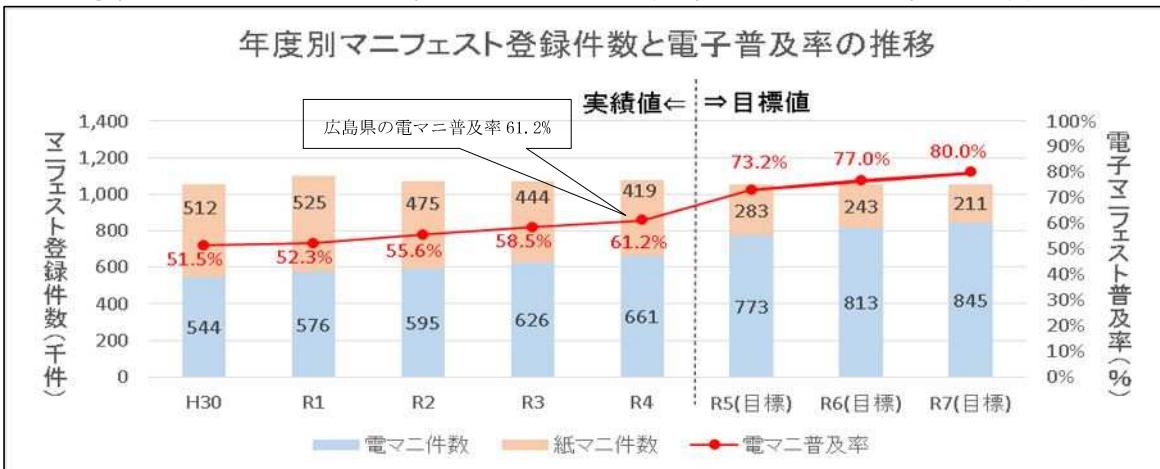
出典：JWNET の HP

【参考URL】

- JWNETホームページ
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
- JWNET操作マニュアル・操作ビデオ
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/index.html>
- 事例1住宅建設業における導入事例
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case1.html>
- 事例3総合建設業(ASP利用)における導入事例
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case3.html>

□電子マニフェストの普及状況

広島県では電子マニフェストの普及を進めており、その普及率は61.2%(令和4年度)です。



□電子マニフェストの普及拡大

県では、電子マニフェスト普及率80%(令和7年度)を目標とし、電子マニフェスト活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者における普及拡大に取り組み、廃棄物トレーサビリティの強化を推進しています。

【お問合せ先】広島県 産業廃棄物対策課 TEL 082-513-2963

建設リサイクル法について

建設リサイクル法について

1 経緯

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「法」という。)が平成14年5月30日から全面施行され、一定の要件に該当する建設工事(対象建設工事)を行う場合、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施が義務化されました。

また、建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があり、特に吹付け石綿等の付着物やその他石綿含有建材(成形板等)の有無については、元請業者の事前調査・事前措置が法により義務づけられています。

2 特定建設資材

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版など)
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

3 対象建設工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) ^{※1}	請負代金の額 ^{※3} 1億円 以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等) ^{※2}	請負代金の額 ^{※3} 500万円 以上

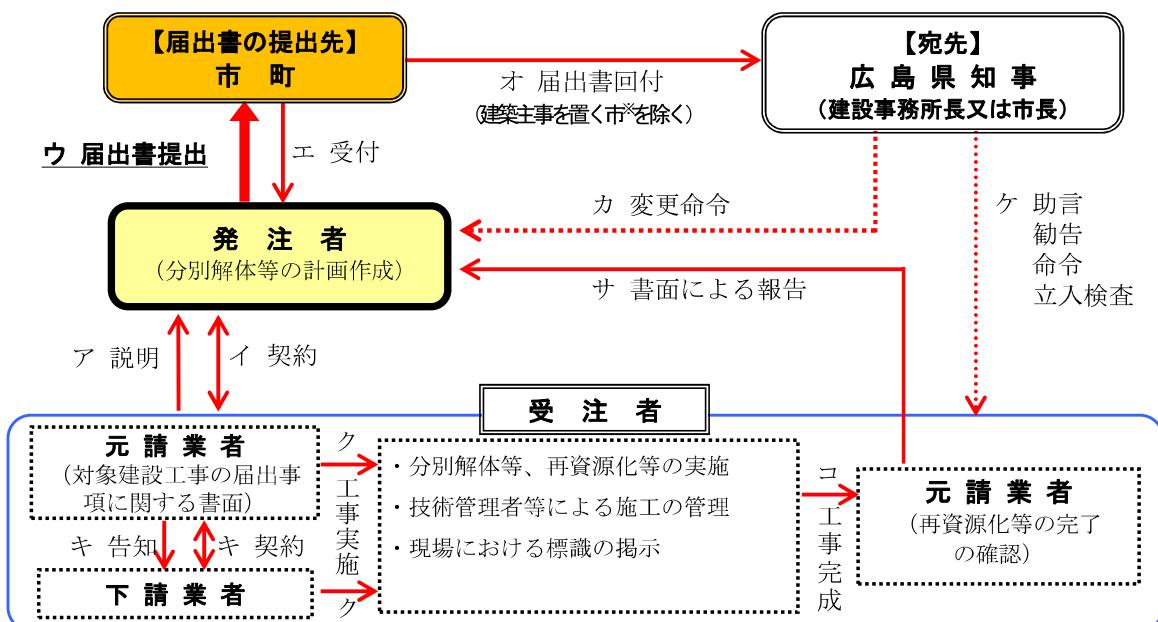
※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む。

※3 自主施工者の場合は請負代金相当額

4 広島県における「建設リサイクル法」に係る届出の流れ(フロー図)



※建築主を置く市：広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部

5 届出書の提出先・宛先

届出書の提出先（受付窓口）				様式第一号又は 様式第二号に 記載する宛先
市町（区）	担当課名	住 所		
竹原市	都市整備課	725-8666	竹原市中央五丁目 1-35	西部建設事務所長
大竹市	都市計画課	739-0692	大竹市小方一丁目 11-1	
江田島市	都市整備課	737-2297	江田島市大柿町大原 505	
府中町	建築課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目 5-1	
海田町	建設課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17	
熊野町	都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1	
坂町	都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1-1	
安芸太田町	建設課	731-3810	山県郡安芸太田町戸河内 784-1	
北広島町	建設課	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	
大崎上島町	建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野 6625-1	
府中市	都市デザイン課	726-8601	府中市府川町 315	東部建設事務所長
世羅町	建設課	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原 123-1	
神石高原町	建設課	720-1522	神石郡神石高原町小畠 1701	
三次市	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	北部建設事務所長
庄原市	環境政策課	727-0003	庄原市是松町 20-25	
安芸高田市	管理課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	
広島市	中区	中区役所建築課	730-8587	広島市長
	東区	東区役所建築課	732-8510	
	南区	南区役所建築課	734-8522	
	西区	西区役所建築課	733-8530	
	安佐南区	安佐南区役所建築課	731-0193	
	安佐北区	安佐北区役所建築課	731-0292	
	安芸区	安芸区役所建築課	736-8501	
	佐伯区	佐伯区役所建築課	731-5195	
呉市	建築指導課	737-8501	呉市中央四丁目 1-6	呉市長
三原市	建築指導課	723-8601	三原市港町三丁目 5-1	三原市長
尾道市	建築課	722-8501	尾道市久保一丁目 15-1	尾道市長
福山市	建築指導課	720-8501	福山市東桜町 3-5	福山市長
東広島市	建築指導課	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	東広島市長
廿日市市	建築指導課	738-8501	廿日市市下平良一丁目 11-1	廿日市市長
三次市（注）	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	三次市長

注：三次市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物の解体工事を行う場合は、届出の宛先が三次市長となります。

6 その他

詳しくは、広島県HP（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html>）をご確認ください。

資源有効利用促進法に関する省令の改正について

資源有効利用促進法に関する省令の改正について

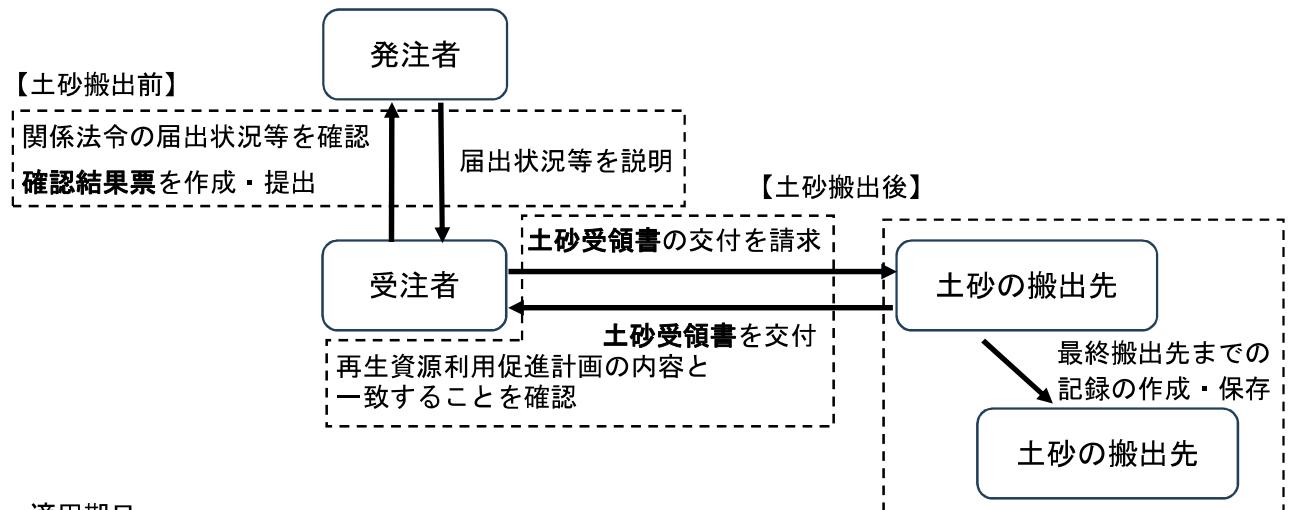
資源有効利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律）に関する省令が一部改正されました。主な内容は次のとおりです。

1 対象工事

再生資源利用促進計画を作成する工事。
(広島県では、請負代金額 100 万円以上の工事を対象としている。)

2 必要となる主な手続き

- (1) ①再生資源利用促進計画（以下「計画」という。）の作成時に、次の事項を確認するとともに、その結果を記載した確認結果票を作成する。
- ・工事現場内の土壤汚染対策法の届出（※1）
 - ・土砂の搬出先の盛土規制法や土砂条例の許可・届出
- （※1）受注者は、届出状況等を発注者に確認する。発注者は、届出状況等を説明する。
- ②建設発生土を運搬する者に対し、計画と確認結果票の内容を通知する。
- ③確認結果票は、計画の一部として、発注者へ説明したうえで提出し（※2）、工事現場の公衆に見えやすい場所に掲示するほか、工事完成後から5年間保存する。
- （※2）確認結果票は、施工計画書に添付、もしくは打合せ簿で提出する。
- (2) 建設発生土を搬出したときは、搬出先に土砂受領書の交付を求め、計画と一致することを確認するほか、工事完成後から5年間保存する。（※3）
- （※3）土砂受領書の提出義務はないが、工事完成後に問題があった場合は遡って確認するため、適切に保存すること。
- (3) 建設発生土が計画に記載した搬出先（登録ストックヤード運営事業者を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに当該搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存する。（最終搬出先までの記録の作成・保存）



3 適用期日

- 2 (1) (2) については、令和5年5月26日以降に新たに契約する建設工事に適用する。
2 (3) については、令和6年6月1日以降に新たに契約する建設工事に適用する。

4 その他

確認結果票や土砂受領書の様式・記載例は「広島県の調達情報」に掲載しているため、参考としてください。

・確認結果票（記載例）

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票			
工事名	●●●工事		
受注者	(株)○○○		
作成・更新年月日	2024/4/●	工事責任者	○○ ○○
土砂の搬出に係る土壌汚染対策法等の手続確認結果			
工区等	結果区分	確認結果	
工事区域	(2)	手続確認済(搬出可能)	
注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる			
建設発生土の搬出先確認結果			
No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	●●●道路改良工事	公共施設用地等	分類: 道路 管理機関名: ●●県●●建設事務所
2	●●県●●●仮置場	公共施設用地等	分類: 河川 管理機関名: ●●県●●事務所
3	●●●土砂処分場	盛土許可等	盛土規制法第12条許可 許可番号: ●●県第000000号
4	●●●ストックヤード	盛土許可等	盛土規制法第21条届出 令和●年●月●日届出(●●県) 国交省登録ストックヤード第0000000-000000号
5	●●●●土質改良プラント	盛土許可等	広島県土砂の適正処理に関する条例許可 許可番号0000000
6	■■■■■	別途理由	盛土規制法(宅造区域): 許可対象規模未満 土砂条例: 許可等対象規模未満 土地所有者: 同意確認済
7	■■■■■	別途理由	盛土規制法(特盛区域): 許可対象規模未満 土砂条例: 許可等対象規模未満 土地所有者: 同意確認済

・土砂受領書（記載例）

(受領書記載例: ●●●建設工事 → ■■■建設工事)	
令和●年●月●日	
(搬出元)	●●●建設工事
責任者(※1)	●●●●様
(受領先)	
■■■建設工事	
責任者(※1) ■■■■	
土砂受領書	
受領先の名称及び所在地: ■■■建設工事	
■■県■■市■■町■丁目■番地■地内	
受領した管理者の商号: ■■■■建設(株)	
搬出元の名称及び所在地: ●●●建設工事	
●●県●●市●●町●丁目●番地●地内	
土砂の搬出量(※2): 盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●m ³ (地山量)	
・時堆積 第1種建設発生土 ●●●●m ³ (地山量)	
搬入が完了した日: 令和●年●月●日	

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます！

～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆

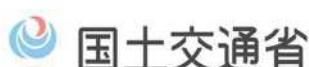


登録ストックヤードに搬出した場合は最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に、登録制度のご紹介をお願いします。



「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まります！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。

＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。



- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。

- 一定規模以上※1の工事を施工する場合、計画を作成すること
- 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
 - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※2
 - ② 発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続状況等の確認
- 計画書は発注者へ提出し説明すること
- 計画書は工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること
- 作成した計画を運送事業者に通知すること
- 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと

※ 1 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m³以上, Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上

再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m³以上, 碎石500t以上, 加熱アスファルト混合物200t以上

※ 2 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞



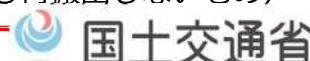
- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の交付を求める搬出先を確認してください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。

＜建設工事の完成後に実施すること＞



- 計画の実施状況を記録・保存してください。
 - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
 - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
 - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
 - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
 - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

↑（前ページをご覧ください）



詳しい情報は「建設発生土の搬出先計画制度」をWeb検索

再生資源利用促進計画書・実施書について

再生資源利用促進計画書・実施書について

広島県では、請負代金額100万円以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出することとしています。

また、再生資源利用促進計画を作成した工事は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出することとしています。

計画書・実施書作成時の留意点

計画書・実施書の作成時に、コードの選択ミスが散見されています。

事業者の皆様におかれましては、計画書・実施書の作成時に次の点にご留意いただきますようお願いします（詳細は別紙参照）。

1 「施工条件の内容」欄

広島県では、前頁の「建設発生土の処分及び処理土の利用について」のとおり、公共工事等への流用が困難な場合には、公の関与する埋立地又は建設発生土処分先一覧表に掲載された施設へ搬出することとしており、これは「指定処分A」に該当します。

工事の特記仕様書等において、これらの施設への搬出を指定されている場合は、

「A 指定処分（発注時に指定されたもの）」を選択してください。

なお、県発注工事では「B 指定処分」や「自由処分」は、原則使用していません。

2 「搬出先の種類コード」欄

建設発生土処分先一覧表に掲載された施設には、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地の2種類があります。

それぞれの施設に応じて、次のとおり選択してください。

◆建設発生土リサイクルプラントへ搬出する場合

「4. 土質改良プラント」

◆建設発生土受入地へ搬出する場合、事業者に受入地の建設目的を確認し、

①農地転用など、再利用を目的とした受入地の場合

「2. 他の工事現場（内陸）」

②建設発生土処分場の建設など、最終処分を目的とした受入地の場合

「10. 土捨場・残土処分場」

(参考)

◆公の関与する埋立地へ搬出する場合、

「2. 他の工事現場（内陸）」または「3. 他の工事現場（海面）」

様式2・口 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (搬削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について									再生資源利用促進率 (②+③+⑤) (96) ①	
		現場内利用		減量 法 コード *10	③減量化量 コード *11	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。			区分	搬出先場所住所	住所コード コード *4 *12	運搬距離 コード *13	④現場外搬出量 小数点第三位まで		⑤再生資源 利用促進量 小数点第三位まで
		用途 コード *10	②利用量 うち現場内 改良分 コード *11	小数点第三位まで		小数点第三位まで									
建設廃棄物	コンクリート塊	0.000	トン		搬出先1					km	トン	0.000	トン	0%	
	建設発生木材A (木工、解体などで発 生したもの)	0.000	トン		搬出先2					km	トン	0.000	トン	0%	
	アスファルト・ コンクリート塊	0.000	トン		搬出先1					km	トン	0.000	トン	0%	
	その他(れき類)	0.000	トン		搬出先2					km	トン	0.000	トン	0%	
	建設発生木材B (木工、解体などで発 生したもの)	0.000	トン		搬出先1					km	トン	0.000	トン	0%	
	建設汚泥	0.000	トン		搬出先2					km	トン	0.000	トン	0%	
	金属くず	0.000	トン		搬出先1					km	トン	0.000	トン	0%	
	廃塗化ビニル管・総手	0.000	トン		搬出先2					km	トン	0.000	トン	0%	
	廃プラスチック (廃化ビニル管・総手を除く)	0.000	トン		搬出先1					km	トン	0.000	トン	0%	
	廃石膏ボード	0.000	トン		搬出先2					km	トン	0.000	トン	0%	
紙くず	0.000	トン		搬出先1					km	トン	0.000	トン	0%		
7メッシュ (廃棄物)	0.000	トン		搬出先2					km	トン	0.000	トン	0%		
その他(分別 された廃棄物)	0.000	トン		搬出先1					km	トン	0.000	トン	0%		
混合型の廃棄物 (建設用の廃棄物)	0.000	トン		搬出先2					km	トン	0.000	トン	0%		
建設発生土	第一種 建設発生土	2,000,000	その他 地山m ³	0.000	●●株式会社リサイクルセンター 民間	A指定処分	島市中区基町●●	34101	5km 10km 15km 20km	4.改フラ 1.000,000 1.300,000 1.500,000 1.700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	1,000,000 1,300,000 1,500,000 1,700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	43 % 100 % 0 % 0 %	
	第二種 建設発生土	3,200,000	その他 地山m ³	0.000	▲▲株式会社受入地 民間	A指定処分	島市中区基町●●	34101	10km 15km 20km	1.000,000 1.300,000 1.500,000 1.700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	1,000,000 1,300,000 1,500,000 1,700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	43 % 100 % 0 % 0 %	
	第三種 建設発生土	0.000	その他 地山m ³	0.000	●●株式会社受入地(一時堆積) 民間	A指定処分	島市中区基町●●	34101	15km 20km	1.000,000 1.300,000 1.500,000 1.700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	1,000,000 1,300,000 1,500,000 1,700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	43 % 100 % 0 % 0 %	
	第四種 建設発生土	0.000	地山m ³	0.000	●●株式会社受入地 民間	A指定処分	島市中区基町●●	34101	20km 25km	1.000,000 1.300,000 1.500,000 1.700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	1,000,000 1,300,000 1,500,000 1,700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	43 % 100 % 0 % 0 %	
	裸廃土以外の泥土	0.000	地山m ³	0.000	●●株式会社受入地 民間	A指定処分	島市中区基町●●	34101	25km 30km	1.000,000 1.300,000 1.500,000 1.700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	1,000,000 1,300,000 1,500,000 1,700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	43 % 100 % 0 % 0 %	
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	0.000	地山m ³	0.000	●●株式会社受入地 民間	A指定処分	島市中区基町●●	34101	30km 35km	1.000,000 1.300,000 1.500,000 1.700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	1,000,000 1,300,000 1,500,000 1,700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	43 % 100 % 0 % 0 %	
	合計	9,500,000	地山m ³	0.000	●●株式会社受入地 民間	A指定処分	島市中区基町●●	34101	35km 40km	1.000,000 1.300,000 1.500,000 1.700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	1,000,000 1,300,000 1,500,000 1,700,000	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³	43 % 100 % 0 % 0 %	
	コード*10 1.路盤材 2.裏込材 3.埋戻し材 4.その他	コード*11 1.廃却 2.脱水 3.天日乾燥 4.その他	コード*12 施主業者について 1.A指定処分 (発注時に指定されたもの) 2.指定処分もしくは準指定処分 (発注時には指定されていないが、 発注後は設計変更し指定処分されたもの) 3.自由処分	コード*13 [建設廃棄物の場合] 1.建設廃棄物最終処分場(海面処分場) 2.他の工事現場 3.工事認定制度による処理 4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6.中間処理施設(サーマルリサイクル) 7.中間処理施設(単純焼却)	コード*14 [建設発生土の場合] 1.壳切 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(サーマルリサイクル) 6.工事予定地・仮置場・ストックヤード 7.採石場・砂利採取施設(復旧事業) 8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10.土捨場・残土処分場 (再利用の目的がある場合)	※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。									

(注記)
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壤汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

**令和6年度の建設工事等に係る
入札・契約制度の改正について**

令和6年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2021」に基づく、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

建設工事に係る改正

- 1 **予定価格の事後公表の拡大**【令和6年6月～】 (P22)
建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。
- 2 **主任技術者等の配置条件の改正**【令和6年4月～、令和6年6月～】 (P23)
技術者の能力を最大限活用することにより生産性を向上させ、競争力を強化することを促す環境整備を図るため、主任技術者等の配置条件を見直す。
- 3 **年間平均完成工事高要件の緩和**【令和6年6月～】 (P28)
地域の建設業者の担い手確保のため、非専任工事における年間平均完成工事高要件を緩和する。
- 4 **特定建設工事共同企業体の取扱いの改正**【令和6年6月～】 (P29)
県内建設業者への技術移転により技術力を有する者を安定的に維持するため、特定建設工事共同企業体の取扱を改正する。
- 5 **建設工事等における週休2日の取組の改正**【令和6年4月～・6月～】 (P30)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。
- 6 **快適トイレ設置工事の改正**【令和6年6月～】 (P33)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。
- 7 **I C T活用工事の拡大**【令和6年6月～】 (P34)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、I C T活用工事の取組を拡大する。
- 8 **遠隔臨場実施工事の拡大**【令和6年6月～】 (P38)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、遠隔臨場実施工事の取組を拡大する。
- 9 **建設工事に係る総合評価落札方式の改正**【令和6年6月～】 (P39)
総合評価落札方式の評価項目等について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。
- 10 **ダンピング対策の強化**【令和6年6月～】 (P45)
県発注工事等におけるダンピング対策を強化し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、完成後の調査の実施など、契約後のモニタリングの仕組みを強化する。
- 11 **優良建設工事等表彰制度の改正**【令和6年6月～】 (P47)
技術力の高い企業及び技術者を適切に評価するため、優良建設工事等表彰制度を改正する。

- 12 **建設業退職金共済制度の履行確保の取組強化**【令和6年6月～】 (P49)
建設労働者の雇用労働条件の改善を図るため、工事契約時における建設業退職金共済制度の履行状況の確認を強化する。
- 13 **土木工事等における中間検査の運用の改正**【令和6年6月～】 (P50)
技術に優れた優良な企業の確保・育成に向け、工事成績の良好な建設業者の中間検査の緩和など、中間検査の運用を改正する。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 14 **管理技術者の配置条件の改正**【令和6年6月～】 (P51)
技術者の能力を最大限活用することにより生産性を向上させ、競争力を強化することを促す環境整備を図るため、管理技術者の配置条件を見直す。
- 15 **業務に係る総合評価落札方式の改正**【令和6年6月～】 (P52)
総合評価落札方式の評価項目等について、生産性の向上を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

- 16 **CIM推進モデル業務及びCIM活用工事の拡大**【令和6年6月～】 (P55)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、CIM推進モデル業務及びCIM活用工事を拡大する。
- 17 **一抜け方式の要件緩和**【令和6年6月～】 (P56)
入札不調・不落を防止するとともに、地域の実情に応じた迅速かつ計画的な事業執行を推進するため、一抜け方式の要件の緩和等を行う。
- 18 **電子保証の導入**【令和6年6月～】 (P57)
契約関係事務のデジタル化を推進するため、電子保証を導入する。

その他

- 19 **談合情報対応マニュアルの改正**【令和6年6月～】 (P59)
入札契約に係る不正排除を徹底し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、談合疑義事実に関する対応ルールを整備する。

入札参加資格認定等に係る改正

- 20 **令和7・8年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項** (P60)
建設工事の担い手の確保・育成を促進するため、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項として、CCUSの活用状況に関する事項を追加する。

1 予定価格の事後公表の拡大について

1 趣旨

建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額	入札参加資格	設計金額	入札参加資格
1.0億円以上	・土木一式工事		
1.5億円以上	・建築一式工事 ・プレストレストコンクリート工事 ・電気工事 ・管工事	1.0億円以上	・全業種
2.5億円以上	・機械器具設置工事 ・電気通信工事		
5.0億円以上	・上記以外		

3 今後の予定

引き続き、対象工事を拡大する。

4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

2 主任技術者等の配置条件の改正について

1 趣旨

技術者の能力を最大限活用することにより生産性を向上させ、競争力を強化することを促す環境整備を図るため、主任技術者等の配置条件を見直す。

2 内容

(1) 技術者の配置条件の標準化

県発注工事における技術者配置について、県独自に定めていた規制等を廃止し、技術者の配置条件を標準化する。

ア 公告時点での技術者の専任指定の廃止（令和6年4月1日以降に指名・公告等）

工事毎に発注者が予め公告で技術者の専任要否を指定する運用を見直し、契約金額により、建設業法に則った適正な技術者を配置することとする。

改正前	改正後
設計金額により発注者が専任を指定 ※ 設計金額4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上 の場合は入札金額に関わらず専任配置が必須	契約金額により受注者が適正な技術者を配置 ※ 契約金額4,000万円以上（建築一式工事8,000万円）以上 の場合は専任配置が必要（受注者は入札金額で判断） 【建設業法第26条第3項】

イ 8,000万円以上の監理技術者の必置規制の廃止（令和6年4月1日以降に指名・公告等）

請負対象設計金額が8,000万円以上である場合、入札参加資格要件として、予め監理技術者の資格を有する者の専任配置を求める運用を見直し、下請予定金額を踏まえ、建設業法に則った適正な技術者を配置することとする。

改正前	改正後
下請予定金額に関わらず発注者が 監理技術者の有資格者の配置を義務付け ※ 設計金額8,000万円以上の場合	下請予定金額により受注者が 監理技術者の有資格者を配置 ※ 下請金額が4,500万円（建築一式工事7,000万円）以上 の場合は監理技術者を配置【建設業法第26条第2項】

※ 設計金額8,000万円以上である場合に、特定建設業許可を有することを入札参加資格要件とする運用も合わせて廃止する。

ウ 経営業務の管理責任者の現場配置の制限緩和（令和6年4月1日以降に指名・公告等）

現場配置を一律禁止している経営業務の管理責任者について、営業所の専任技術者に準じて、一定の条件下で主任技術者としての配置を認める。

区分	改正前	改正後
専任を要する工事	配置不可	同左
専任を要しない工事	配置不可	次の条件を全て満たす場合は配置可 ・主たる営業所で請負契約を締結 ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接 ・当該営業所との間で常時連絡が可能

エ　主任技術者等の兼務制限の改正（令和6年4月1日以降に指名・公告等）

災害復旧の進捗を踏まえ、災害復旧工事等に係る特例措置を廃止とともに、人材を最大限活用し工事執行の円滑化を図るため、主任技術者等の兼務制限を改正する。

（ア）主任技術者の取扱い

金額	改正前（請負対象設計金額）	改正後（請負金額）
8,000万円	<p>兼務不可</p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係（※3）があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内 (監理技術者の場合は兼務不可)</p>	<p>2件以内</p> <p>○同一市町内（※2）で密接な関係（※3）があり、相互の間隔が10km程度以内の公共工事に限る (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)</p>
	<p>3件以内</p> <p>○同一市町内（※2）で密接な関係（※3）があり、相互の間隔が15km程度以内の公共工事に限る (監理技術者の場合は兼務不可)</p>	
	<p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係（※3）があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内</p>	
4,000万円 (8,000万円) (※1)	<p>5件以内</p> <p>○同一市町内（※2）の工事（※4）に限る ※災害復旧工事を除く（※5）（※6）</p>	<u>兼務制限なし</u>
500万円 (1,500万円) (※1)	兼務制限なし	同左

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

なお、設計金額5,000万円以上の低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

- ※1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※2 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。
- ※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※4 工事には、公共工事以外の工事も含む。
- ※5 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※6 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

(イ) 現場代理人の取扱い

請負金額	改正前	改正後
8,000 万円	<p>兼務不可</p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が 25km 程度の公共工事に限り5件以内 (監理技術者の場合は兼務不可)</p>	
	<p>3 件以内</p> <p>○同一市町内(※2)で密接な関係(※3)があり、相互の間隔が 15km 程度以内の公共工事に限る (監理技術者の場合は兼務不可)</p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内</p>	<p>2 件以内</p> <p>○対象工事が、主任技術者の兼務が可能な条件を満たす場合に限る (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)</p>
4,000万円 (8,000万円) (※1)	<p>5 件以内</p> <p>○同一市町内(※2)の公共工事に限る ※災害復旧工事を除く(※5) (※6)</p>	同左

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

- ※1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※2 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。
- ※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※5 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※6 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

(ウ) 適用期間

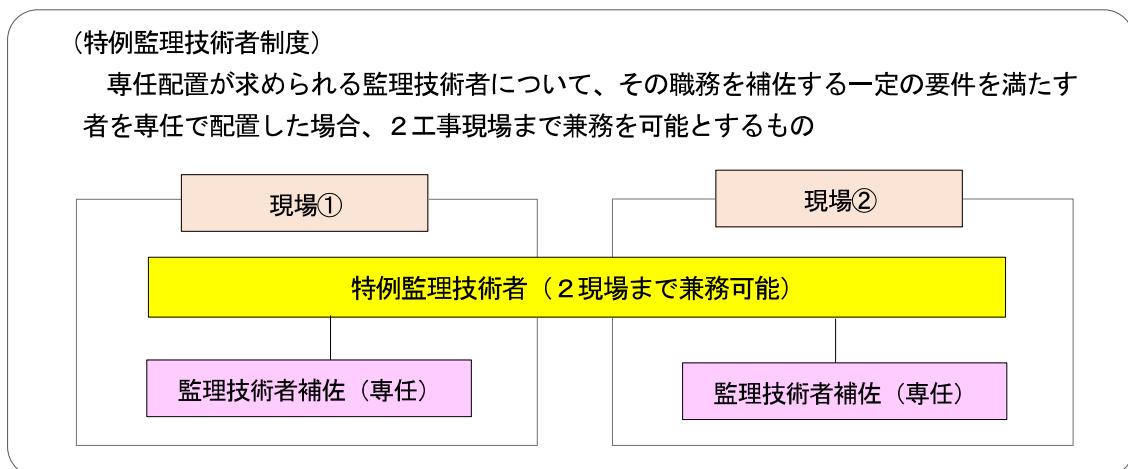
令和6年4月1日から実施する。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は指名・公告等を行った工事についても当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容に関わらず、この取扱いの対象とする。（入札手続中の工事は、契約後から対象とする。）

ただし、災害特例の廃止により兼務上限を超える場合は、兼務中の工事が完了し、この取扱いの範囲内になるまでの間はこの取扱いを適用しない。

(2) 特例監理技術者の配置条件の明確化（令和6年6月1日以降に指名・公告等）

技術者の適正配置を推進し、工事の品質確保を図るため、特例監理技術者の配置に関する運用基準を整理する。



ア 対象工事

① 対象工事（公告に明記）

項目	基準
請負対象設計金額	2億円未満（税込）
発注方法	単体発注
低入札価格調査	調査基準価格以上

② 兼務対象（資格要件確認時に確認）

項目	基準
地理条件	同一市町内 [※] で現場間が概ね 10km 以内

※ 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。

1 配置条件

- ① 監理技術者補佐（直接的・恒常的雇用関係要）を専任配置すること
 - ・監理技術者補佐として従事した実績は、一般競争入札における「監理技術者や主任技術者等に準じる技術者」の実績に該当するものとして取り扱う。
 - ② 配置可能工事数は2件まで
 - ・同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - ③ 特例監理技術者が、施工に係る主要会議に参加し、また、現場巡回及び主要工程の立合等の職務を適正に遂行すること
 - ④ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常時の連絡がとれる体制であること
 - ⑤ 監理技術者補佐の担う業務等について明らかにすること

※ ①、②については、資格要件確認時に、③～⑤については契約後に確認

(3) 配置予定技術者の全期間従事の要件緩和（令和6年6月1日以降に指名・公告等）

一般競争入札で、入札参加資格要件として配置予定技術者に求める工事実績について、対象となる工事の従事期間に係る要件を緩和する。

項目	改正前	改正後
従事役職	<ul style="list-style-type: none">・監理（主任）技術者・現場代理人・監理（主任）技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者	同左
従事期間	工事の全期間に従事	<p>次の期間を除く工事に全期間に従事</p> <ul style="list-style-type: none">・工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（※）・工事を全面的に一時中止している期間・工事完成通知の提出以降、引渡しを受けるまでの期間

※ 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

3 施行期日

令和6年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

2 (2) 及び (3) については、令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：全部局）

3 年間平均完成工事高要件の緩和について

1 趣旨

地域の建設業者の担い手確保のため、非専任工事における年間平均完成工事高要件を緩和する。

2 内容

主任技術者の専任を要さない工事について、競争入札で求める年間平均完成工事高の要件を、予定価格の二分の一以上とする。

予定価格	改正前	改正後
4,000万円以上 (8,000万円以上)	予定価格以上 なお、予定価格を事後公表する工事については、予定価格以上でその都度定めた金額以上	同左
4,000万円未満 (8,000万円未満)	予定価格の1/2以上 なお、予定価格を事後公表する工事については、予定価格の1/2以上でその都度定めた金額以上	

※ 予定価格欄の括弧内の金額は建築一式工事における金額である。

※ 地域維持業務については、「予定価格」を「予定価格のうち当該業務に含まれる工事部分に相当する金額」に読み替える。

3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

4 特定建設工事共同企業体の取扱いの改正について

1 趣旨

県内建設業者への技術移転により技術力を有する者を安定的に維持するため、特定建設工事共同企業体の取扱を改正する。

2 内容

公共土木施設等の維持管理のための工事について、特定建設工事共同企業体の適用対象を拡大する。

(1) 対象工事

	内 容
対象工事	土木構造物（橋梁、トンネル、ダム、港湾、下水道等）、建築物、設備に係る維持管理工事
適用条件	請負対象設計金額が概ね3億円以上

(2) 構成員

	内 容
組合せ	AA 又は AB
地域要件	原則県内業者（少なくとも1者は県内業者）※

※ 特例政令適用工事を除く

3 施行期日

令和6年6月1日以降に公告する工事から適用する。

(対象部局：全部局)

5 建設工事等における週休2日の取組について

1 趣旨

「扱い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。

2 内容

(1) 対象

全ての建設工事及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（以下「地域維持業務」という。）を対象とする。ただし、災害時等の緊急対応工事、機械設備点検・整備業務及び電気通信施設保守業務は除く。

(2) 週休2日の質の向上

週休2日の質の向上を図るため、これまでの対象期間全体での週休2日の取組に加え、新たに月単位での週休2日の取組を開始する。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、歴上の土曜日、日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に達成しているものとみなす。

(3) 発注方式

ア 令和6年4月1日から令和6年5月31日の間に指名・公告等する建設工事

現場閉所が可能な全ての建設工事を「週休2日適用工事」、現場閉所が困難な建設工事を「週休2日交替制適用工事」とし、原則、発注者指定型で実施する。

なお、週休2日の取組は、対象期間全体での週休2日を基本とする。

イ 令和6年6月1日以降に指名・公告等する建設工事及び地域維持業務

(ア) 週休2日

現場閉所が可能な全ての建設工事及び地域維持業務（以下、「建設工事等」とする。）を「週休2日適用工事」又は「週休2日適用地域維持業務」とし、原則、発注者指定型として実施する。

なお、週休2日の取組は、月単位の取組を基本とするが、月単位の取組を達成できない場合は、対象期間全体での取組を可能とする。

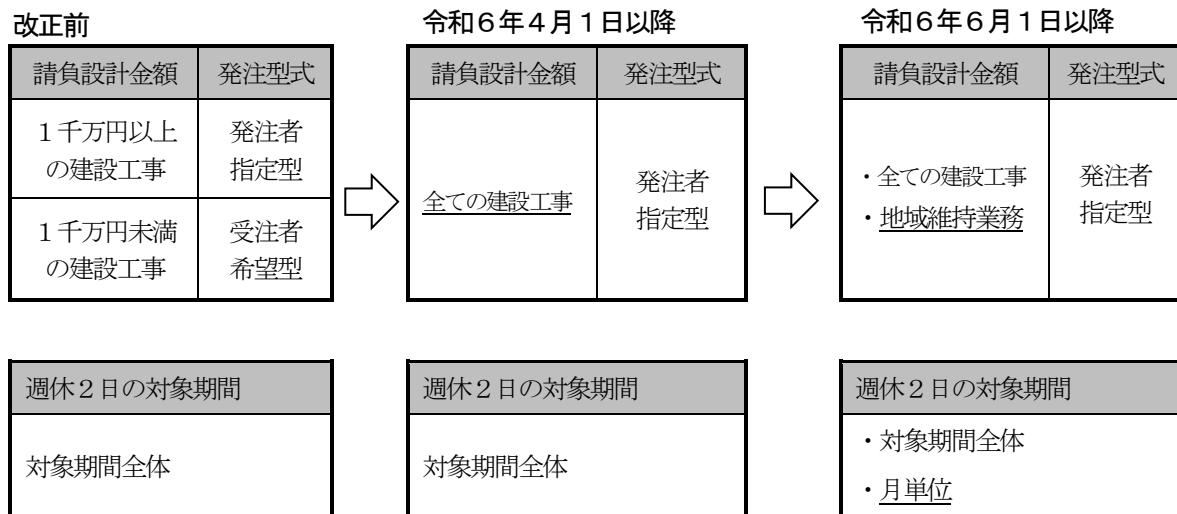
(イ) 週休2日交替制

現場閉所が困難な建設工事等を「週休2日交替制適用工事」又は「週休2日交替制適用地域維持業務」とし、原則、発注者指定型として実施する。

なお、週休2日交替制の取組は、月単位の取組を基本とするが、月単位の取組を達成できない場合は、対象期間全体での取組を可能とする。

＜現場閉所が困難な例＞

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な建設工事等
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な建設工事等



(4) 工事成績評定

当初設計金額5千万円以上の「週休2日適用工事」又は「週休2日交替制適用工事」において、受注者の責により対象期間全体での週休2日又は週休2日交替制を達成できない場合、内容に応じて工事成績評定を減点する。

なお、次年度以降は全ての工事に対象を拡大する。

3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する建設工事等から実施する。

なお、2(3)アについては、令和6年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

【参考】

	週休2日	週休2日交替制
週休2日等 の定義	<p>対象期間において、4週8休（対象期間の28分の8（28.5%）の日数のこと）以上の現場閉所を行ったと認められること。</p> <p>➤ 現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいざれの現地作業も実施していない状態のこと。</p>	<p>対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者等の平均休日率※が28分の8（28.5%）の水準）以上の休日を確保したと認められること。</p> <p>※ 休日率（%） =技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間</p>

週休2日及び週休2日交替制の新たな補正係数（適用日：令和6年6月1日）

対象期間全体	月単位	合計
《週休2日》 労務費：1.02 機械経費（賃料）：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03	労務費：1.02 機械経費（賃料）：1.00 共通仮設費：1.01 現場管理費：1.02	労務費：1.04 機械経費（賃料）：1.02 共通仮設費：1.03 現場管理費：1.05
《週休2日交替制》 労務費：1.02 現場管理費：1.01	労務費：1.02 現場管理費：1.02	労務費：1.04 現場管理費：1.03

※4週6休、7休の補正係数は令和6年6月1日から廃止

営繕工事における週休2日の取組について

1 趣旨

「扱い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。

2 内容

(1) 対象

土木建築局営繕課の所管する全ての営繕工事を対象とする。

(2) 発注方式

- ア 現場閉所が可能な全ての建設工事を「週休2日適用工事」とし、原則、発注者指定型で実施する。
- イ 現場閉所が困難な工事は「週休2日交替制適用工事」とし、原則、発注者指定型で実施する。

(3) 工事成績評定

当初設計金額5千万円以上の「週休2日適用工事」又は「週休2日交替制適用工事」において、受注者の責により週休2日又は週休2日交替制を達成できない場合、内容に応じて工事成績評定を減点する。

なお、次年度以降は全ての工事に対象を拡大する。

3 施行期日

令和6年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

なお、2(3)については、令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

【参考】

	週休2日適用工事	週休2日交替制適用工事
週休2日の考え方	対象期間において、4週8休（対象期間の28分の8の日数のこと）以上の現場閉所を行ったと認められること。 ▶ 現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない状態のこと。	対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者等の平均休日率※が28分の8の水準）以上の休日を確保したと認められること。 ※休日率=技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間
対象期間	工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 1 年末年始6日間及び夏季休暇3日間 2 工場製作のみが行われている期間 3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業する期間	

「週休2日適用工事」及び「週休2日交替制適用工事」の補正係数		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)
労務費 1. 0 1	労務費 1. 0 3	労務費 1. 0 5

6 快適トイレ設置工事の改正について

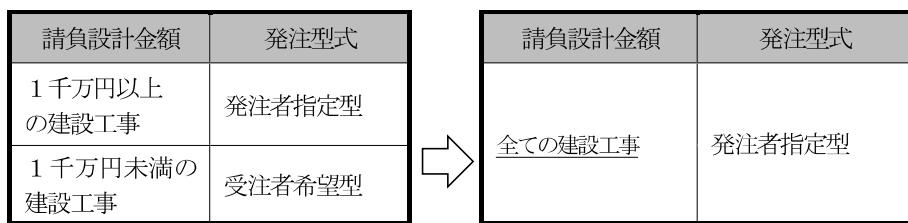
1 趣旨

「扱い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。

2 内容

原則、発注者指定型の「快適トイレ設置工事」として実施する。

ただし、現場施工に着手する日から工事完成までの期間が1か月未満の工事、また工事箇所が既存のトイレに近接しているなどの理由により現場作業員が使用するトイレの設置が不要な工事については、対象外とする。



請負設計金額	発注型式
1千万円以上 の建設工事	発注者指定型
1千万円未満の 建設工事	受注者希望型

→

請負設計金額	発注型式
全ての建設工事	発注者指定型

3 積算方法

発注段階においては、上限の51,000（円/基・月）を共通仮設費（營繕費）に計上し、変更契約時に「快適トイレ設置工事実施要領」に記載の「費用」の考え方に基づき必要な費用を計上する。

4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局、商工労働局、上下水道部）

【参考】

快適トイレの仕様	
(1) 快適トイレに求める機能	(2) 付属品として備えるもの
ア 洋式便座	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）	ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）	ケ サニタリーボックス
エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）	コ 鏡付きの洗面台
オ 照明設備（電源がなくても良いもの）	サ 便座除菌シート等の衛生用品
カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）	(3) 推奨する仕様、付属品
	シ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	ス 擾音装置（機能を含む）
	セ 着替え台
	ソ 臭気対策機能の多重化
	タ 室内温度の調整が可能な設備
	チ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」は、現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

7 ICT活用工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 発注者指定型の拡大

適用工種ごとの施工規模（施工量、全体工事費）に応じて、発注者指定型（簡易型を含む）の対象を拡大する。（「発注型式イメージ」を参考に発注型式を選定）

また、CIMモデルの業務成果があるものは原則、発注者指定型で工事発注する。

(2) 適用工種の拡大

適用工種に港湾浚渫工を追加する。

適用工種
土工（1,000m ³ 以上・1,000m ³ 未満・小規模土工）、舗装工、 舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ・路面切削）、河川浚渫（バックホウ浚渫船）、 法面工、作業土工（床掘）、付帯構造物設置工、地盤改良工 構造物工（橋梁上部）、構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工、 港湾浚渫工

3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局）

【参考】

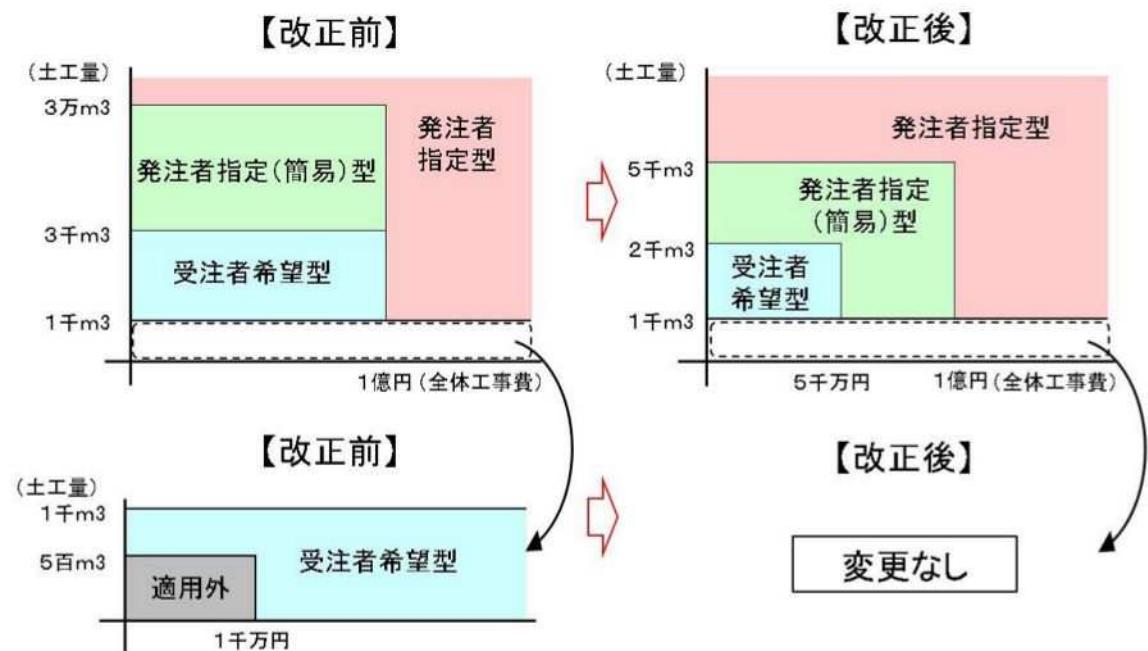
ICT活用工事（土工1,000m³以上）の例

ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
<p>（1）～（5）の全ての段階でICT施工技術を活用する。</p> <p>（1）3次元起工測量 （2）3次元設計データ作成 （3）ICT建設機械による施工 （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品</p>	<p>（1）～（5）のうち、部分的にICT施工技術を活用する。</p> <p>（1）3次元起工測量【任意】 （2）3次元設計データ作成【必須】 （3）ICT建設機械による施工【任意】 （4）3次元出来形管理等の施工管理【必須】 （5）3次元データの納品【必須】</p>

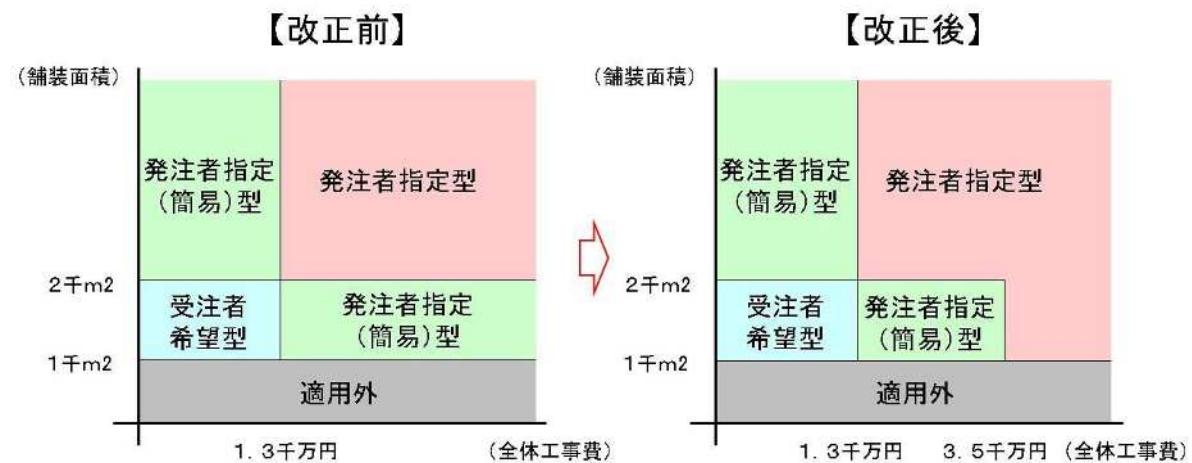
発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須 契約後、ICT活用工事に変更することも可能
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能

発注型式イメージ

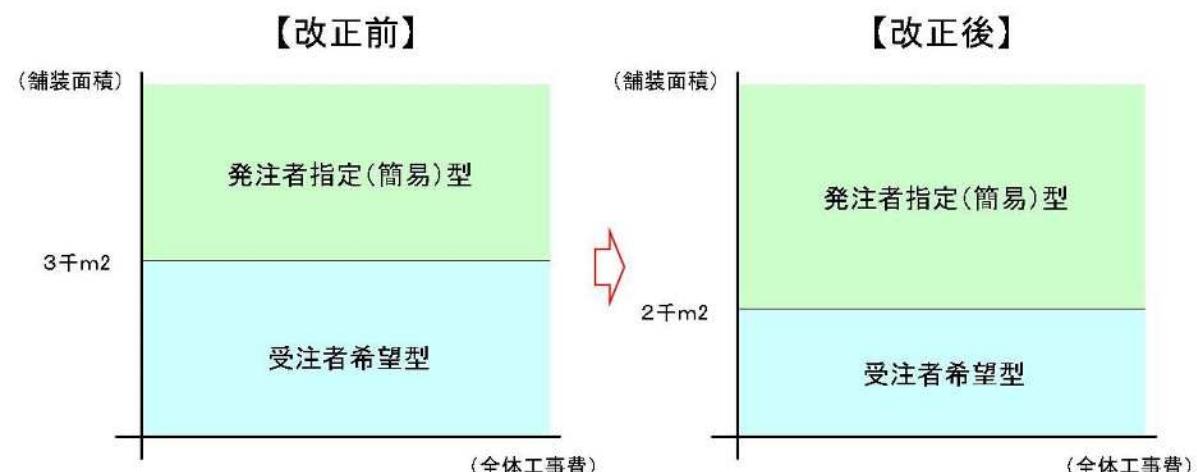
1 土工



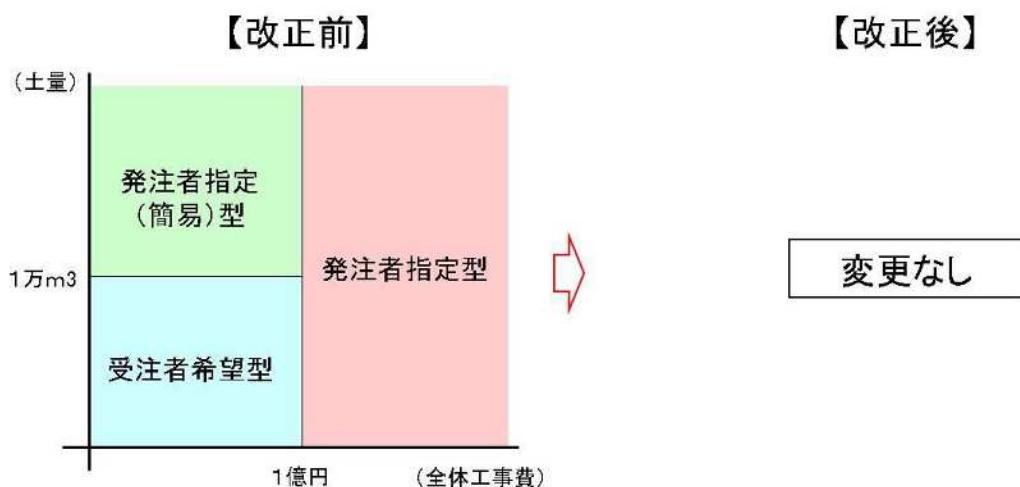
2 舗装工



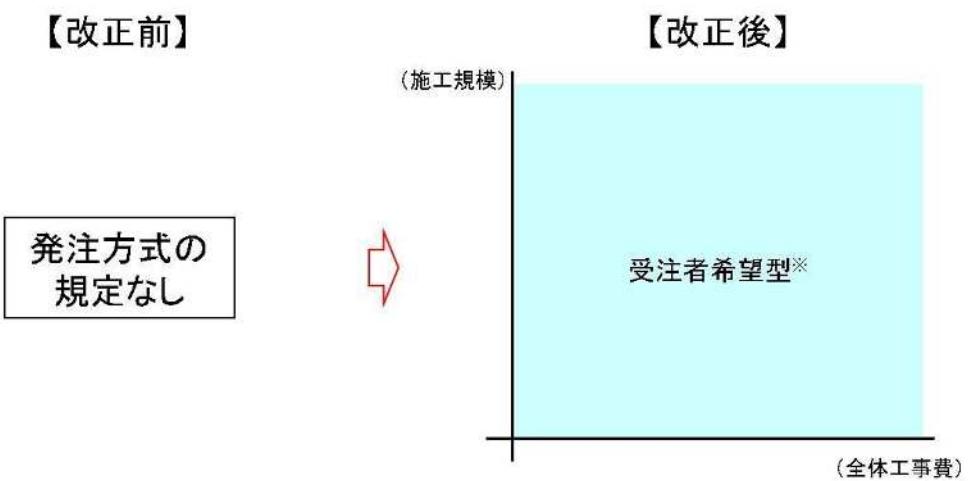
3 舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ・路面切削）



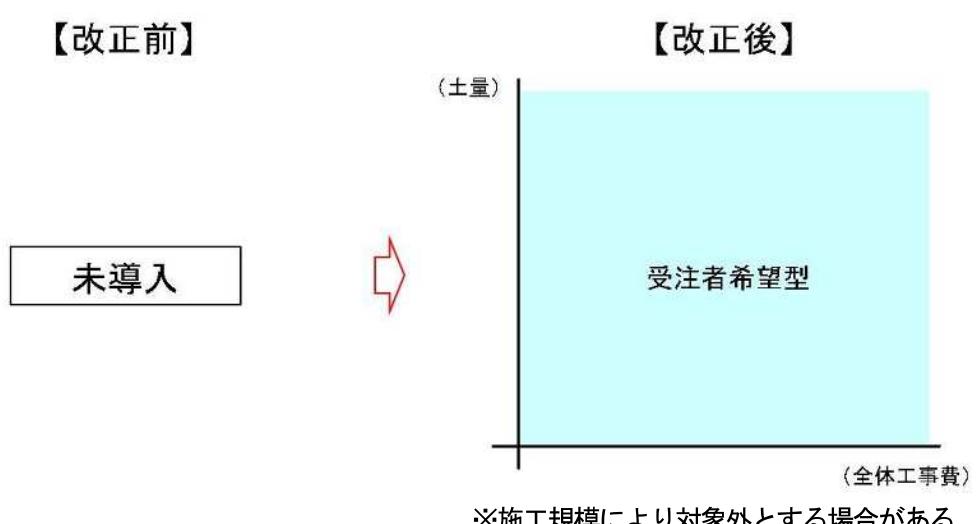
4 河川浚渫（バックホウ浚渫船）



5 法面工、地盤改良工、構造物工（橋梁上部、橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工



6 港湾浚渫工



農林水産局におけるＩＣＴ活用工事の試行拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ＩＣＴ活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

適用工種の拡大

土工、ほ場整備工、舗装工に加え、「付属構造物設置工」、「法面工」及び「ため池改修工」の試行を開始する。

改正前	改正後											
<table border="1"><thead><tr><th>適用工種</th></tr></thead><tbody><tr><td>土工 (1,000m³以上)</td></tr><tr><td>ほ場整備工 (1.0ha以上)</td></tr><tr><td>舗装工 (3,000m²以上)</td></tr></tbody></table>	適用工種	土工 (1,000m ³ 以上)	ほ場整備工 (1.0ha以上)	舗装工 (3,000m ² 以上)	<table border="1"><thead><tr><th>適用工種</th></tr></thead><tbody><tr><td>土工 (1,000m³以上)</td></tr><tr><td>ほ場整備工 (1.0ha以上)</td></tr><tr><td>舗装工 (3,000m²以上)</td></tr><tr><td><u>付属構造物設置工</u></td></tr><tr><td><u>法面工 (土工量1,000m³以上)</u></td></tr><tr><td><u>ため池改修工</u></td></tr></tbody></table>	適用工種	土工 (1,000m ³ 以上)	ほ場整備工 (1.0ha以上)	舗装工 (3,000m ² 以上)	<u>付属構造物設置工</u>	<u>法面工 (土工量1,000m³以上)</u>	<u>ため池改修工</u>
適用工種												
土工 (1,000m ³ 以上)												
ほ場整備工 (1.0ha以上)												
舗装工 (3,000m ² 以上)												
適用工種												
土工 (1,000m ³ 以上)												
ほ場整備工 (1.0ha以上)												
舗装工 (3,000m ² 以上)												
<u>付属構造物設置工</u>												
<u>法面工 (土工量1,000m³以上)</u>												
<u>ため池改修工</u>												

3 対象工事

試行要領を定め、「広島県の調達情報」において公表する。

4 施行期日

令和6年8月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局)

8 遠隔臨場実施工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、「段階確認」、「材料確認」、及び「立会」等（以下「段階確認等」という。）に伴う受注者の待機時間や発注者の移動時間の削減、立会日時等を柔軟に調整でき、効率的な時間の活用が可能となる「遠隔臨場実施工事」の取組を拡大する。

遠隔臨場とは

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、発注者が遠隔地からWeb会議システム等を介して、段階確認等を行うこと。

2 内容

（1）対象工事

請負対象設計金額1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」として実施する。また、請負対象設計金額1億円未満の工事は、「受注者希望型」として実施する。

なお、通信環境が整わない現場や、工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、対象外とする。

（2）実施方法

『広島県土木工事共通仕様書』に定める段階確認等を対象とし、その内、遠隔臨場を実施する項目は、「遠隔臨場の適応性一覧表（案）令和5年5月 広島県」を参考に、現場条件を踏まえ、受発注者協議の上で決定する。

（3）費用

発注型式によらず、遠隔臨場の実施にかかる費用は「遠隔臨場モデル工事実施要領」に記載の「費用」の考え方に基づき、技術管理費に積上げ計上する。

費用の一例

- ・撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ・撮影機器の設置費（移設費）
- ・通信費
- ・その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

3 その他

対象工事において遠隔臨場を未実施の場合も工事成績評定の減点は行わない。

4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（宮崎課を除く））

9 建設工事に係る総合評価落札方式の改正について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」、「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達の環境の整備を図る。

2 評価項目の改正点

當縛工事の技術評価型について、施工品質の向上を図るため、技術提案をより重視した配点に変更する。【當縛課】

3 評価方法の改正点

(1) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の評価基準の変更

技能労働者の確保・育成と処遇改善に向け、設計金額に関わらず、就業履歴蓄積率を指標とし、蓄積率に応じて加点評価する。

設計金額	改正前	改正後
1億円以上	建設キャリアアップシステムを当該現場で活用し、就業履歴蓄積率に応じて評価する。 <就業履歴蓄積率> 25%以上・・・1.0点 25%未満・・・0.5点 活用なし・・・0.0点	同左
1億円未満	建設現場にカードリーダーを設置し、日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿の作成等の現場管理にシステムを活用した場合に評価する。 活用する・・・1.0点 活用なし・・・0.0点	建設キャリアアップシステムを当該現場で活用し、就業履歴蓄積率に応じて評価する。 <就業履歴蓄積率> 25%以上・・・1.0点 25%未満・・・0.5点 活用なし・・・0.0点

就業履歴蓄積率：カードリーダーを利用して工事現場へ入場した技能者の延べ人数／工事現場へ入場した技能者の延べ人数

対象期間：工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）まで

(2) 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」、配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」における対象期間の変更

企業及び配置予定技術者の工事成績の平均点（実績評価2型及び地域維持型は最高点）について、直近の技術力をより適切に評価するため、評価対象期間を変更する。

企業の施工能力「工事成績3件の平均点※」の評価対象期間

公告日	R5. 4. 1～R6. 3. 31	R6. 4. 1～R6. 5. 31	R6. 6. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	平成30年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	平成31年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	令和3年4月1日から 公告日の前日まで (3年)

※ 実績評価2型及び地域維持型は最高点

配置予定技術者の施工能力「工事成績3件の平均点※」の評価対象期間

公告日	R5. 4. 1～R6. 3. 31	R6. 4. 1～R6. 5. 31	R6. 6. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	平成26年4月1日から 公告日の前日まで (9年)	平成27年4月1日から 公告日の前日まで (9年)	平成30年4月1日から 公告日の前日まで (6年)

※ 実績評価2型及び地域維持型は最高点

(3) 配置予定技術者の能力の評価基準の変更

同種・同規模工事又は同一業種工事の施工経験について、合理的な範囲で技術者の柔軟な配置を可能とするため、評価対象とする従事期間について、次のとおり変更する。

	改正前	改正後
従事役職	監理技術者又は主任技術者、現場代理人、準じる技術者※	変更なし
従事期間	原則として、契約工期の全期間とするが、次の掲げる期間は除く。 ・工事を全面的に中止している期間 ・完成検査後の期間	原則として、契約工期の全期間とするが、次の掲げる期間は除く。 ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ・工事を全面的に中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間

※ 監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者

(4) 配置予定技術者の能力「継続教育（CPD）」における評価対象年度の変更

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により単位の取得が困難であったことから評価対象期間を1年延長していたが、5類感染症に移行したこと等を踏まえ、評価対象期間の延長を終了し、従前の2年とする。

配置技術者の能力「継続教育（CPD）」の評価対象期間

公告日	R5. 4. 1～R6. 3. 31	R6. 4. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで (3年)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで (2年)

（5）配置予定技術者の能力「ＩＣＴ活用工事の施工経験の有無」の評価方法の変更

若手技術者の確保・育成を図るため、補助者を配置した場合、「ＩＣＴ活用工事の施工経験」は、補助者の実績で評価することができるものとする。

4 施行期日

令和6年6月1日以降に公告する工事から実施する。

3 (4) については、令和6年4月1日以降に公告する工事から実施する。

5 その他【継続】

請負対象設計金額5,000万円以上の工事について、原則として総合評価落札方式により発注を行う。なお、請負対象設計金額5,000万円未満の工事についても、工事の内容に応じて、総合評価落札方式により発注する場合がある。

〔対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課は、3 (2) のうち配置予定技術者の施工能力及び3 (5) を除く）、商工労働局、上下水道部〕

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～11.0	8.0～15.0	19.0～30.0
① 実施方針					3.0
② 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
③ 施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
④ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	6.0～10.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去3年間の工事成績3件の平均点（過去3年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0～13.0	10.0～13.0	8.0～11.0	8.0～11.0	8.0～11.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去6年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当 ※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ ICT活用工事の施工経験の有無（選択）	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無※「自社工場」は選択	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0	1.0～3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マロード、ラブリバーアイド認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わらず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉閉鎖業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完了検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評定が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上（選択）※5億円未満のみ	5.0	5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	27.0～40.0	28.0～37.0	28.0～43.0	33.0～47.0	39.0～62.0
配 点（換算値）	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は①②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※②は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR6.4.1からとする。

下線部は変更箇所

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0
① 過去 <u>3</u> 年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去 <u>2</u> 年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置 〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工 〈選択〉	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格 〈選択〉	◎1.0
② 過去 <u>6</u> 年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去 <u>15</u> 年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去 <u>15</u> 年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去 <u>2</u> 年間の継続教育 (C P D) の取組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去 <u>2</u> 年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0~12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去 <u>3</u> 年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去 <u>3</u> 年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0~8.0
① 過去 <u>1</u> 年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
② 過去 <u>1</u> 年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去 <u>5</u> 年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
④ 過去 <u>5</u> 年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去 <u>1</u> 年間における指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完成検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評定が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	5.0
合 計	26.0~41.0
配 点 (換算値)	50 点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正は R6.4.1 からとする。

下線部は変更箇所

総合評価落札方式【建設工事（營繕工事）】の評価項目改正案（R6.6～）

	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
1 技術提案について		<u>9.0</u>	<u>18.0</u>
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題、1提案/1視点)			<u>9.0</u>
(2)社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題、1提案/1視点)		<u>9.0</u>	<u>9.0</u>
2 企業の施行能力について	8.0	8.0	8.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2)過去 <u>3</u> 年間の工事成績の3件の平均点（広島県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去2年間の優良建設業者の 表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
(4)登録基幹技能者の配置（選択）	1.0	1.0	1.0
(5)建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0
3 配置予定技術者について	7.0～8.0	<u>3.0～4.0</u>	<u>3.0～4.0</u>
(1)若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置	2.0		
(1)過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	3.0	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>
(2)過去 <u>2</u> 年間の継続教育（CPD）の取組み	1.0	1.0	1.0
(3)主任（監理）技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の 表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任（監理）技術者の保有する資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
4 地域の精通性・貢献度について	3.0～4.0	<u>2.0～3.0</u>	<u>2.0～3.0</u>
(1)地域内における本店の有無	2.0	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
5 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0
(1)調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた 低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の 応札者と同様に加点（選択）※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0
6 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0
(1)過去1年間における指名除外の有無	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	16.0～25.0	<u>21.0～29.0</u>	<u>30.0～38.0</u>
配点（換算値）	40点換算	50点換算	60点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件の型式・評価項目等は別途決定する。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR6.4.1からとする。

下線部は変更箇所

10 ダンピング対策の強化について

1 概要

公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、完成後の調査の実施など、契約後のモニタリングの仕組みを強化する。

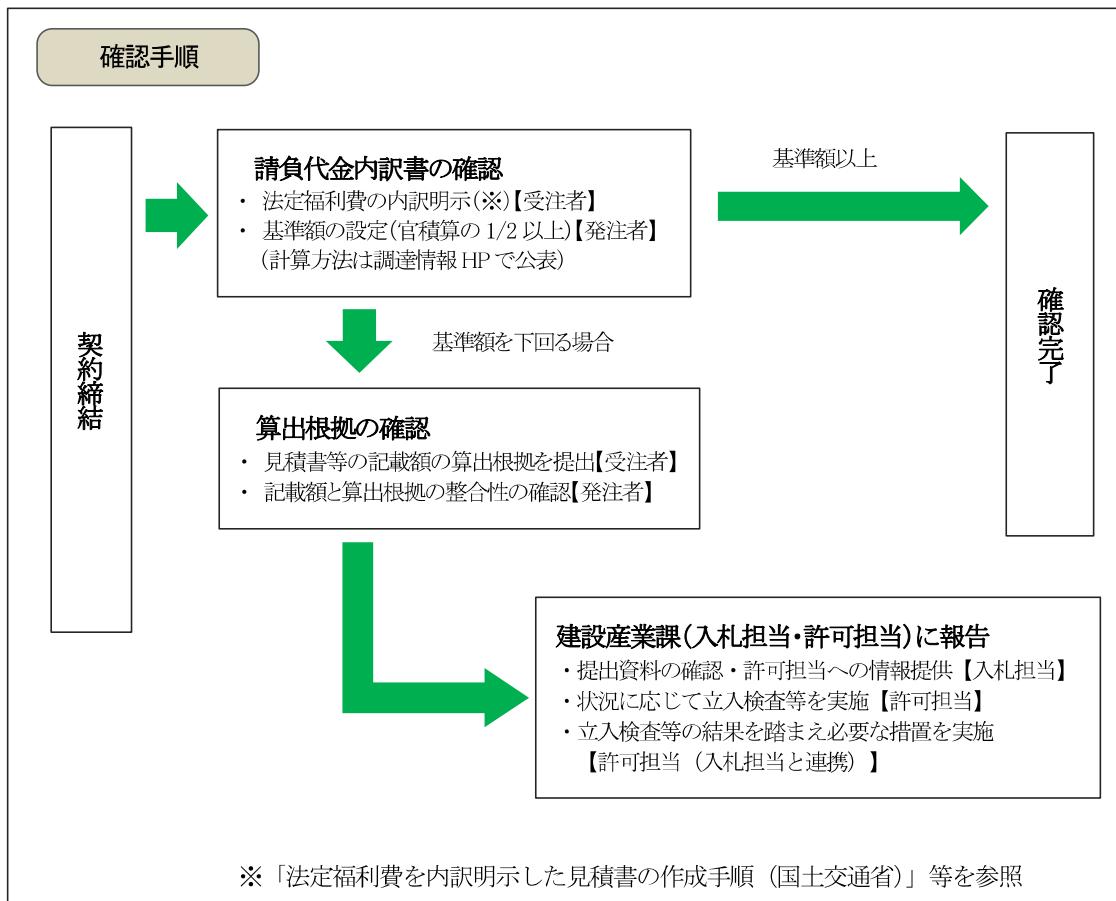
2 内容

(1) 請負代金内訳書における法定福利費の確認強化

工事請負契約締結時に提出される請負代金内訳書の確認を強化し、記載された法定福利費が官積算と比較して著しく低い場合、記載内容の根拠の提示を求め、不正の疑いがあった場合、建設業許可部局において必要な措置を実施する。

(法定福利費の確認に係る経緯)

- 平成30年4月・・・法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出の義務化
- 令和6年6月・・・官積算と比較して著しく低い場合の算出根拠の確認



(対象部局：農林水産局、土木建築局、上下水道部)

(2) 完成後における調査の実施

実行予算に基づく入札を促進するため、低価格入札者ではない受注者についてもダンピング受注が疑われる場合、低入札価格調査制度における工事完成後調査に準ずる調査を実施する。

ア 対象者

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務において、次の何れかに該当する場合において発注者が特に必要と判断した者。

- ① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合
- ② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
- ③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合
- ④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合

イ 内容

受注者は発注者の求めに応じて、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」に規定する「工事完成後調査資料※」に準じる資料（労務監査は除く）を提出（※測量・建設コンサルタント等業務は、「業務完了後調査資料」）

ウ 不適切な事案に対する措置等

調査の結果、不適切な事案と判断される場合は、必要な措置を講じる。

エ 誓約書の提出

次のとおり、完成後における調査に係る誓約書の提出を義務付ける。

区分	誓約内容	対象者
入札時	<ul style="list-style-type: none">・適正な見積りに基づく入札金額であること・契約締結時に完成後調査に係る誓約書を提出すること	入札参加者
契約締結時	<ul style="list-style-type: none">・発注者が求めた場合に調査に協力すること	落札者

※ 入札時に誓約書の提出のない場合は、入札を無効とする。

(対象部局：全部局)

3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する案件から実施する。

11 優良建設工事等の表彰制度の改正について

1 趣旨

「確かな競争力を發揮する建設産業」等の実現に向け、優良建設工事等の表彰制度について、次のとおり変更する。

2 変更内容

建設工事の令和8年度表彰（令和7年度に引渡しを受けた建設工事が対象）から、次のとおり選考基準を変更する。（測量・建設コンサルタント等業務は変更なし）

（1）要件点数の廃止

要件項目に関する各種取組の標準化や実施状況を踏まえ、要件項目による評価を廃止し、工事成績点のみにより表彰対象工事を選考する。

	変更前	変更後
選考基準	基準点数（工事成績点）+要件点数	基準点数（工事成績点）

要件項目（令和8年度表彰から廃止）

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICT の活用等	ボランティア等	週休 2 日の完全実施、若手・女性登用等
0.5 点	・表彰対象工事における簡易型 ICT 活用工事の実施	—	・表彰対象工事における 4 週 6 休以上 4 週 8 休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1 点	・表彰対象工事における ICT 活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における 4 週 8 休以上の実施 ・表彰対象工事における工事着手時 40 歳以下の技術者による施工
2 点	・表彰対象工事における広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用		・表彰対象工事における女性技術者による施工

(2) 基準点数の変更

優れた成績を修めた受注者や優秀な技術者を適切に表彰するため、近年の工事成績点の状況を踏まえ、基準点数（工事成績点）を変更する。

なお、この基準点数は、令和9年度表彰（令和8年度に引渡しを受けた建設工事が対象）以降も引き上げを検討する。

区分	業種	基準点数	
		変更前	変更後
工事	土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事	84点	<u>85点</u>
	建築一式工事、解体工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事	85点	<u>86点</u>
	法面処理工事、舗装工事、プレストレストコンクリート工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事	86点	<u>87点</u>

3 施行期日

令和7年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和8年度表彰から適用する。

※ 令和6年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和7年度表彰については、選考基準は変更しない。

（対象部局：全部局）

12 建設業退職金共済制度の履行確保の取組強化について

1 趣旨

建設労働者の雇用労働条件の改善を図るため、工事契約時における建設業退職金共済制度の履行状況の確認を強化する。

2 内容

工事完成時までに共済証紙の購入状況を確認する運用から、契約時点での共済証紙の購入状況を確認し、完成時に掛金の充当実績を確認する運用に見直す。

区分	改正前	改正後
契約時点	—	共済証紙の購入状況の確認※ （掛金収納書の提出 ・原則：契約後1か月以内 ・電子申請方式：契約後原則40日以内）
完成時まで	共済証紙の購入状況の確認 (掛金収納書の提出)	—
完成時	—	掛金の充当実績の確認 (掛金充当実績総括表の作成・提出)

(請負代金額が300万円以上の場合に限る。)

※ 受注者が、建設業退職金制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、それに応じた額を購入していれば十分であることに留意する。

3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

13 土木工事・農林漁業土木工事における中間検査の運用の改正について

1 趣旨

「確かな競争力を發揮する建設産業」の実現に向け、技術に優れた優良な企業の確保・育成を促す環境整備を図るため、工事成績が特に優秀な建設業者の中間検査の緩和など、中間検査の運用を改正する。

2 内容

土木工事の中間検査の対象とする請負代金額は、原則、通常工事は1,000万円以上、災害復旧工事は3,500万円以上としているが、全ての工事において2,000万円以上に変更する。

中間検査の回数は、原則、請負代金額2,000万円以上2億円未満の工事は1回、2億円以上の工事は2回とする。また、工期が一年を超える工事で当該年度の年割額2億円以上の場合、当該年度に中間検査を2回実施する。

なお、工事成績が特に優秀な建設業者が受注している工事については、受注者が希望する場合において、請負代金額が2,000万円以上2億円未満の工事については中間検査を割愛し、2億円以上の工事については中間検査の回数を2回から1回に減ずる。

区分	改正前	改正後
通常工事	1,000万円以上1億円未満… 1回 1億円以上…………… 2回	<u>2,000万円以上2億円未満</u> … 1回 <u>2億円以上</u> …………… 2回 <工事成績が特に優秀な建設業者が希望する場合> <u>2,000万円以上2億円未満</u> … 0回 <u>2億円以上</u> …………… 1回
災害復旧工事	3,500万円以上…………… 1回	

工事成績が特に優秀な建設業者

次のいずれかを満たすもの。

- 1 入札参加資格者名簿における当該工事と同じ業種の平均工事成績点が、おおむね上位1割以内の者※（ただし、受注実績が4件以上の者に限る。）
※ 指名・公告時に有効な広島県の建設工事等入札参加資格者名簿の「他の格付等の入札に参加できる者の1に該当する者」欄に○印が表示されている者とします。
- 2 過去4年間に当該工事と同じ業種において「優良建設業者」として表彰を受けた者

優良建設業者の表彰の評価対象年度

指名・公告日	R6.6.1～R7.5.31	R7.6.1～R8.5.31
対象年度	令和2・3・4・5年度表彰	令和3・4・5・6年度表彰

3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名公告等する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く））

14 測量・建設コンサルタント等業務における管理技術者の配置条件の改正について

1 趣旨

技術者の能力を最大限活用することにより生産性を向上させ、競争力を強化することを促す環境整備を図るため、管理技術者の配置条件を改正する。

2 内容

分野別の発注を原則とする測量・建設コンサルタント等業務において、例外的に複数の業務分野にまたがる内容の業務（複合業務）を発注する場合、管理技術者の複数配置を求めていた取扱いを見直し、適用分野（いわゆる主たる業務分野）の実施に必要な要件を満たす者に役割を一元化する。

	改正前	改正後
適用分野	設計金額の構成割合が最も大きい分野	業務目的、設計金額の構成割合等を踏まえて決定
管理技術者の配置条件	複数配置（当該業務を構成する全ての業務分野にそれぞれ配置）	1名配置（適用分野の実施に必要な条件を満たす者）

3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名等する業務から実施する。

（対象部局：全部局）

15 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式の改正について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達の環境の整備を図る。

2 評価項目の改正

配置予定管理技術者の能力「CIMモデル業務の実績」の追加

CIMモデル業務の推進を図るため、過去2年間において管理技術者としてCIMモデル業務を実施している場合、加点評価する。

評価基準	配点
1件以上	1点
実績なし	0点

3 評価対象期間の変更

(1) 配置予定管理技術者の能力「同種業務分野（部門）の業務成績評定点」における評価対象期間の変更

平成30年7月豪雨災害に伴う成績評定対象外の業務が多く発生した平成30年度の影響がなくなったことを踏まえ、評価対象期間の延長を終了し、従前の5年とする。

配置予定管理技術者の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R6. 6. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	平成31年4月1日から指名通知した日の前日まで（6年→5年）

(2) 配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」における評価対象期間の変更

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により単位の取得が困難であったことから評価対象期間を1年延長していたが、5類感染症に移行したこと等を踏まえ、評価対象期間の延長を終了し、従前の2年とする。

配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」の評価対象期間

指名通知日	R6. 4. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（3年→2年）

4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名する業務から実施する。

3（2）については、令和6年4月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課は2、3（1）を除く）、商工労働局、上下水道部）

【参考】

令和7年6月1日以降に指名する業務における改正点（予定）

○企業の能力「CIMモデル業務の実績」の評価基準の変更

CIMモデル業務の更なる推進を図るため、加点評価の評価基準を変更する。

総合評価落札方式の評価項目改正案 (R6. 6~)

評価項目	型式			
	技術評価型	実績評価1型	実績評価2型	
(1) 企業の能力	(11)	(7)~(10)	(9)	
過去10年間の同種・同規模業務の実績	(2)	◎(2) ^{※3}		
過去3年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点	(4)	(2)	(2)	
地域の精通性（本店所在地）		◎(1) ^{※3}	(2)	
品質確保体制（実施体制）	(2)	(2)	(2)	
過去2年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当	(1)	(1)	(1)	
過去2年間のCIMモデル業務の実績	(2)	(2)	(2)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	(21)	(24)	(18)	
保有する資格	(3)	(4)	(3)	
若手技術者又は女性技術者の配置			(2)	
手持ち業務予定期数	(3)	(4)	(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み ^{※4}	(2)	(3)	(3)	
過去10年間の同種業務の実績	(6)	(6)		
過去5年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点	(6)	(6)	(5)	
過去2年間のCIMモデル業務の実績	(1)	(1)	(1)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)	(7)	(7)	
保有する資格	(2)	(2) ^{※1}	(4)	(4)
手持ち業務予定期数	(2)	(4)	(4) ^{※2}	(4)
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み ^{※4}	(2)		(3)	(3)
(4) 技術提案	(20)			
実施方針	(10)			
技術提案	(10)			
(5) 地域貢献の実績		(1)	(2)	
過去5年間の災害等に関する業務の受注実績の有無		(1)	(2)	
(6) 指名除外の状況	(-1)	(-1)	(-1)	
過去1年間の指名除外措置の有無	(-1)	(-1)	(-1)	
技術評価点	(56)	(39)~(42)	(36)	
価格評価点	(40)	(40)	(40)	
評価値（技術評価点 + 価格評価点）	96	79~82	76	

※1 合計点の上限値は2点とする。

下線部は変更箇所

※2 合計点の上限値は4点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※4 技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR6.4.1からとする。

総合評価落札方式【建築設計業務】の評価項目改正案 (R6.6~)

評価項目	型式	
	実績評価型	技術評価型
(1) 企業の能力	(13)	(13)
過去10年間の同種・同規模設計業務の実績	(6)	(6)
地域内における過去10年間の同種設計業務の実績	(3)	(3)
過去5年間の県発注同種業務分野3件の業務成績評定の平均点	(3)	(3)
過去2年間に建築関係での優良建設コンサルタントの表彰に該当	(1)	(1)
(2) 配置予定管理技術者	(13)	(11)
管理技術者の保有する専門資格	(2)	(2)
若手・女性技術者の配置	(2)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(3)	(3)
過去10年間の管理技術者の同種業務の実績	(6)	(6)
(3) 配置予定担当技術者	(6)~(8)	(6)~(8)
〔総合〕[総合]保有する資格	(2)	(2)
過去2年間の継続学習(CPD)の取組状況 (建築CPD運営会議が運営する制度における学習実績)	(2)	(2)
〔構造〕[構造]保有する資格	(1)	(1)
過去2年間の継続学習(CPD)の取組状況 (建築CPD運営会議が運営する制度における学習実績)	(1)	(1)
〔設備〕[設備]保有する資格(選択)	◎(1)	◎(1)
過去2年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築CPD運営会議及び建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における学習実績)	◎(1)	◎(1)
(4) 社会的要請・貢献	(2)	(2)
賠償責任保険加入状況	(1)	(1)
広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況	(1)	(1)
(5) 指名除外の状況	(-1)	(-1)
過去1年間における指名除外措置の有無	(-1)	(-1)
(6) 技術提案		(15)
性能・機能の向上に関する課題		(15)
合計	(34)~(36)	(47)~(49)

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR6.4.1からとする。

下線部は変更箇所

16 CIM推進モデル業務及びCIM活用工事の拡大について

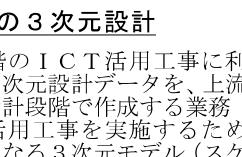
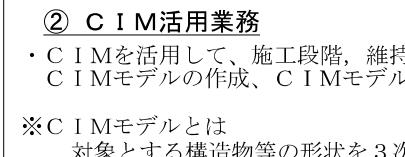
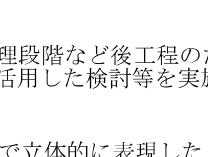
1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、引き続き「CIM推進モデル業務」及び「CIM活用工事」の拡大に取組む。

2 内容

(1) CIM推進モデル業務

- ①「土工の3次元設計業務」について、ICT活用工事（土工）の推進を図るため、概ね1,000m³以上の土工を取り扱う業務を「発注者指定型」で発注する。
 - ②「CIM活用業務」について、橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務を対象に、請負対象設計金額1千万円以上の業務を「発注者指定型」請負対象設計金額1千万円未満の業務を「受注者希望型」で発注し、対象となる主要な土木構造物の詳細設計業務件数の6割の実施を目指す。

CIM推進モデル業務	
<p>① 土工の3次元設計</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工段階のICT活用工事に利用する3次元設計データを、上流工程の設計段階で作成する業務 ICT活用工事を実施するため必要となる3次元モデル（スケルトンモデル、サーフェスモデル）を作成  <p>3次元設計データのイメージ</p>	<p>② CIM活用業務</p> <ul style="list-style-type: none"> CIMを活用して、施工段階、維持管理段階など後工程のために必要なCIMモデルの作成、CIMモデルを活用した検討等を実施する業務 <p>※CIMモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（CIMモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの</p>
<p>例：鉄筋の3次元モデル（幾何形状）を作成する場合</p>  <p>構造物モデルの概念</p>	 <p>統合モデルの作成例</p>

(2) CIM活用工事

設計段階において作成した「CIMモデル」がある場合については、原則として、「発注者指定型」で発注する。

3 施行期目

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事・業務から実施する。

(対象部局: 十木建築局 (當繕課を除く))

17 一抜け方式の要件緩和について

1 趣旨

入札不調・不落を防止するとともに、地域の実情に応じた迅速かつ計画的な事業執行を推進するため、一抜け方式の要件の緩和等を行う。

2 一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式である。

3 内容

災害復旧工事等の集中する局面での活用を念頭においていた制度趣旨を見直し、緊急性要件を廃止するとともに、適用対象を拡大し、地域維持業務を追加する。

「建設工事における一抜け方式による入札実施要領」の改正概要

条項	改正前	改正後
第1条 趣旨	広島県が発注する建設工事のうち、 <u>同時期に発注が集中する公共土木施設の災害復旧工事等について、入札の不調・不落を防止し工事の円滑な執行による早期復旧を目的に実施する一抜け方式の入札</u> に關し必要な事項を定めるものとする。	広島県が発注する建設工事について、 <u>入札の不調・不落の防止や、地域の実情に応じた迅速かつ計画的な事業執行の推進を目的に実施する一抜け方式の入札</u> に關し必要な事項を定めるものとする。
第3条 対象工事	同一の発注機関の案件であること	同左
	同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること	同左
	工事（業務）の種類（入札参加資格の認定業種（業務））が同一の案件であること	同左
	主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること※建設工事に限る	同左
	緊急に施工（実施）する必要のある工事（業務）の案件であること	—（廃止）
第5条 その他	この要領の規定は、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に規定する業務について、これを準用する。	この要領の規定は、（中略）及び <u>地域維持業務委託事務処理要綱（試行）第2（1）</u> に規定する地域維持事業にかかる業務について、これを準用する。

4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事・業務から実施する。

（対象部局：全部局）

18 電子保証の導入について

1 趣旨

契約関係事務のデジタル化を推進するため、電子保証を導入する。

2 内容

契約保証及び前払金保証について、紙媒体での保証証書等の提出に加えて、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能とする。

（電子保証の対象となるもの）

区分	保証事業会社	損害保険会社
契約保証	契約保証証書	履行保証保険証書 公共工事履行保証証券
前払金（中間前払金）保証	前払金保証証書	—

3 対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務

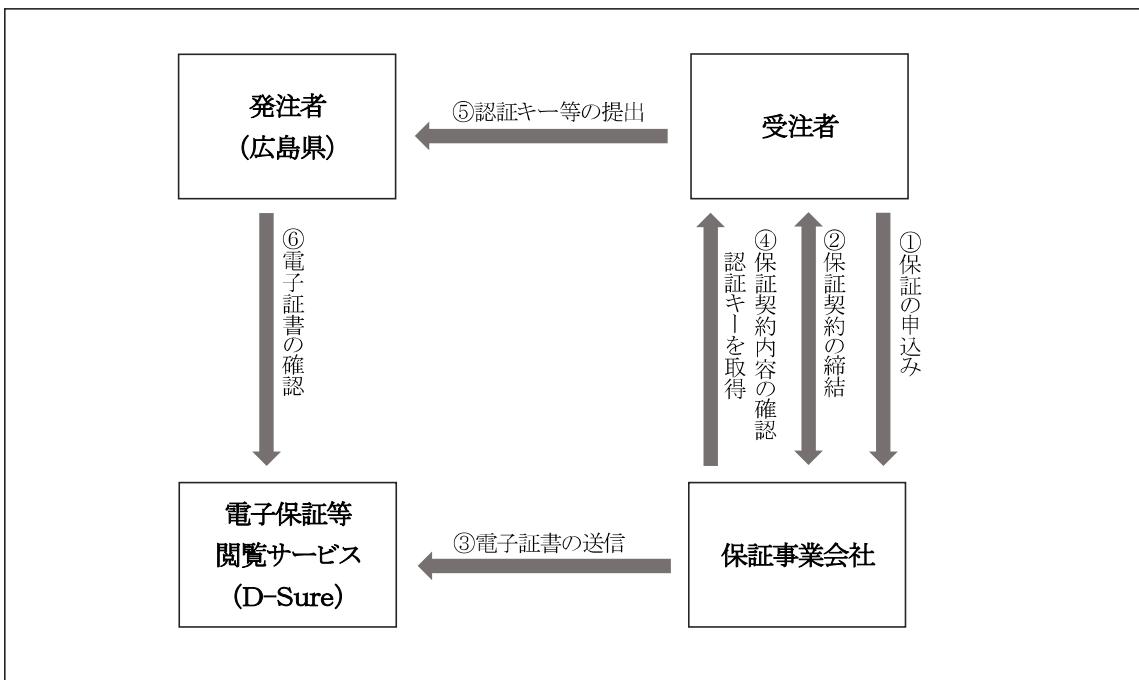
4 施行期日

令和6年6月1日以降に契約する工事・業務から適用する。

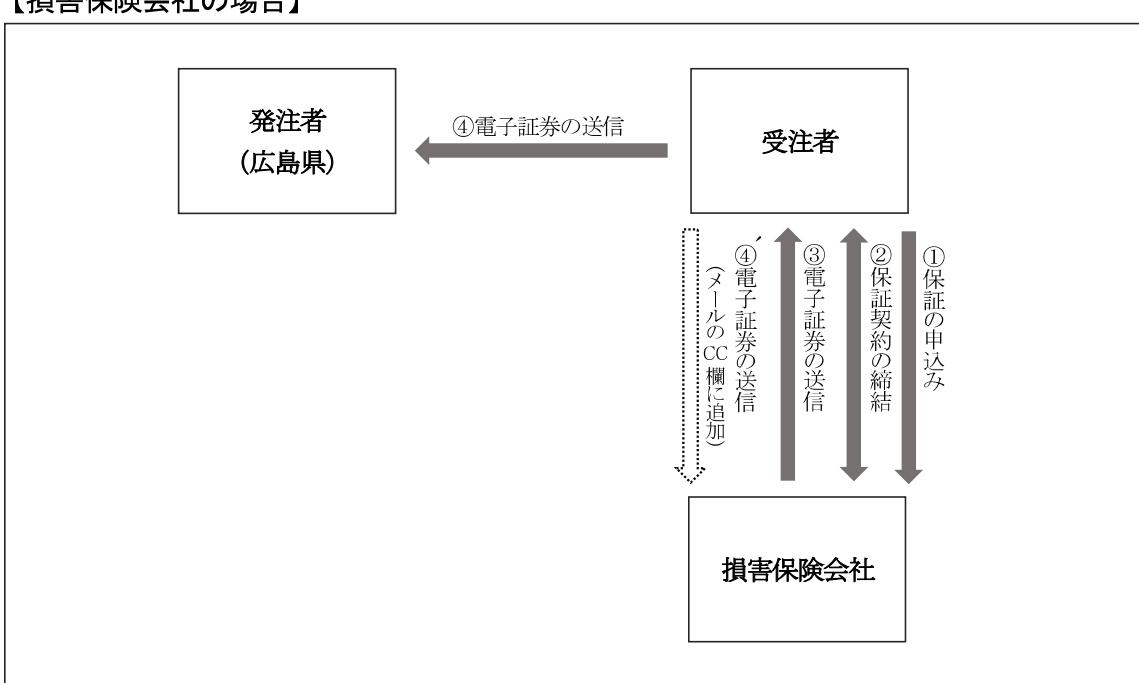
（対象部局：全部局）

電子証書等の提出方法

【保証事業会社の場合】



【損害保険会社の場合】



19 談合情報対応マニュアルの改正について

1 趣旨

入札契約に係る不正排除を徹底し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、談合疑義事実に関する対応ルールを整備する。

2 内容

談合情報対応マニュアルにおける談合調査は、第三者からの談合情報の提供があった場合を談合調査の対象としているが、同マニュアルを改正し、情報提供の有無に関わらず、談合疑義事実が確認された場合についても、談合調査に準じて調査の対象とする。

（1）調査対象

談合等の不正事実があると疑うに足る事実（談合疑義事実）が確認された場合

- (談合疑義事実の例)

 - 入札結果に規則性が認められる場合
 - 工事費内訳書などの入札関係書類に不自然さが認められる場合
 - その他、談合等の不正事実があると疑うに足る事実が確認された場合

（2）調查手順



3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事・業務から適用する。

(対象部局: 全部局)

20 令和7・8年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項について

1 趣旨

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をする環境を整備するため、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項として、CCUSの活用状況に関する事項を追加する。

また、客観数値にあたる経営事項審査の改正に伴い、エコアクション21の認証に関する事項を消除する。

2 令和7・8年度の評価項目（主観数値）

現行（令和5・6年度）		改正案（令和7・8年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
工事の施工実績		工事の施工実績	
県発注工事の工事成績数値		県発注工事の工事成績数値	
優良建設業者表彰	10点～40点	優良建設業者表彰	10点～40点
<新設>		担い手の育成	
<新設>		CCUSの活用状況	5点～10点
品質等の確保		品質等の確保	
エコアクション21の認証	3点	ISO14005の取得	5点
ISO14005の取得	3点	建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点
建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点	建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点	大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバーア制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバーア制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点 (×除外月数)	指名除外等の状況（△減点評価）	△10点 (×除外月数)

※ 県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

【新たに導入する評価項目】

項目	内容
CCUSの活用状況	CCUSを導入している場合に加点。（事業者登録：5点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）

**土木建築局所管の土木工事に係る
検査等の基本方針について**

土木建築局所管の土木工事に係る検査等の基本方針について

土木建築局
(技術企画課)

1 専任職員による工事検査の実施

検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行うため、原則として「検査専任職員による工事検査」を実施する。

- 請負代金額1億円以上の工事（但し、広島港湾振興事務所にあっては1億5千万円以上）の完成検査及び中間検査は技術企画課の参事（工事検査担当）が実施する。
- 請負代金額1億円未満の工事（但し、広島港湾振興事務所にあっては1億5千万円未満）の完成検査及び中間検査は、各建設事務所（支所）又は広島港湾振興事務所の参事（工事検査担当）が実施する。
- 工事内容等から必要と判断された場合は、請負代金額にかかわらず技術企画課の参事（工事検査担当）が検査を行うこととする。

2 適正な施工体制の確認

- 監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反に対し、措置請求がなされている間は、中間及び完成検査は実施しないこととする。
- 検査を実施中に、監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反が確認された場合には、直ちに検査を中止するとともに、施工業者に対して改善の為の措置請求を行うこととする。

3 品質確保のための検査体制の強化

次のいずれかに該当する工事にあっては、契約の適正な履行の確保及び工事目的物の品質の確保を図ることを目的として、複数の参事（工事検査担当）での、中間検査及び完成検査を実施する。

- 請負代金額5億円以上の工事
- 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱の第7条第1項に定められた「低入札価格調査」を行い、契約した工事

4 検査の透明性の向上

- 公共工事の透明性と信頼性を確保することを目的に、検査及び成績評定に関する要領、工事成績評定点の公表^{※)}を行うこととする。

※) 公表の内容

土木建築局所管の請負代金額500万円以上の土木工事を対象として、各工事の工事成績評定点、平均値、最大値及び最低値等を閲覧により公表します。

- 工事成績評定についての問合せ等に対しては、適宜、工事成績評定審査会に諮り適切な対応を行うこととする。

施工体制点検等について

施工体制点検等について

1 取組の内容

広島県では、「公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）」の施行等を受け、平成 13 年度から予告なく工事現場等に立ち入り、不良・不適格業者の排除の徹底、施工業者への建設業法及び約款遵守の意識啓発、適正な元請・下請関係の確保などを目的とした県独自の施工体制等立入り点検を実施し、県工事の適切な施工の確保に努めている。

また平成 14 年度からは、国土交通省を始め、都道府県・政令市及び公共工事発注機関が連携し「施工体制に関する全国一斉点検」を、全国一斉に実施している。

2 実施結果

(1) 令和 5 年度県独自の施工体制等立入り点検の実施結果

実施件数 110 件

(2) 令和 5 年度施工体制に関する全国一斉点検の実施結果

実施件数 118 件

(3) 県独自の立入り点検及び全国一斉点検の主な指摘事項

- (ア) 技術者名札未着用
- (イ) 再下請通知関連の掲示不備
- (ウ) 施工体制台帳添付書類の不備

3 今後の方針

令和 5 年度に引き続き、令和 6 年度においても立入り点検を実施する。各点検の方針については、次のとおりとする。

(1) 施工体制等立入り点検

令和 5 年度の立入り点検の結果を踏まえ、引き続き予告なく現場に立ち入り、施工体制の状況や、事務的整理の状況について点検を行うことにより、適切な施工体制での工事実施による、更なる工事目的物の品質確保に向けた取組みの強化を図ることとする。

(2) 全国一斉点検

発注者間の情報交換を行い、公共工事全体で適正な施工体制の確保が図れるよう、引き続き全国一斉点検を実施していくこととする。

**優良建設工事等表彰における
令和7年度表彰の要件について**

優良建設工事等表彰における令和7年度表彰の要件について

土木建築局 技術企画課

優良建設工事等表彰事務取扱要領第4条に定める、令和6年度中に県が引渡しを受けた工事を対象に行う令和7年度表彰における要件は次のとおりです。

各要件項目に該当する場合は、「広島県の調達情報」に掲載している申請様式に加え、実施状況等が確認できる書類を提出してください。

要件一覧

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
0.5点	・表彰対象工事における簡易型ICT活用工事の実施	—	・表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1点	・表彰対象工事におけるICT活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における週休2日の完全実施 ・表彰対象工事における工事着手時40歳以下の技術者による施工
2点	・表彰対象工事における広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用	—	・表彰対象工事における女性技術者による施工

※1 小数第1位以下は切り捨てる（例 87.5点→87点）

1 技術向上分野

○ICT活用工事または簡易型ICT活用工事の実施

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「ICT活用工事試行要領」、「ICT活用工事実施要領」のいずれかに基づく、全ての段階でICT施工技術を活用する「ICT活用工事」を実施した場合は1点、ICT施工技術を部分的に活用することができる「簡易型ICT活用工事」を実施した場合は0.5点加点する。

なお、「ICT活用工事」「簡易型ICT活用工事」として費用を計上したかどうかは問わない。

(2) 提出書類

- ・ I C T 活用工事又は簡易型 I C T 活用工事を実施したことが確認できる検査結果通知書
(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり)
- ・ 工種の着手前の施工計画書該当ページ(写) (表紙、計画工程表、指定機械、主要船舶・機械、施工方法、施工管理計画、起工測量に関する内容等) 及び工事打合せ簿(写)
- ・ 実施状況が確認できる写真 (各段階で2、3枚程度)、データ抜粋等

○広島県建設分野の革新技術活用制度※の登録技術の活用

(1) 共通事項

- ・ 表彰対象工事において活用したもの。
- ・ 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術を活用した場合、施工数量や施工金額を問わず、2点加点する (複数の登録技術を活用した場合も最大2点)。
なお、広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術を設計計上しているかは問わない。

(2) 提出書類

- ・ 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術を活用したことが確認できる検査結果通知書
(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり)
- ・ 施工計画書該当ページ(写) (表紙、指定機械、主要船舶・機械、施工方法、施工管理計画等) 及び工事打合せ簿(写)
- ・ 実施状況が確認できる写真 (2、3枚程度)、データ抜粋等

※広島県建設分野の革新技術活用制度：

令和4年4月19日付で広島県長寿命化技術活用制度を広島県建設分野の革新技術活用制度に改正した。革新技術活用制度の技術の登録は、令和4年10月から開始しており、それまでの期間は、広島県長寿命化技術活用制度の登録技術を加点対象とする。

2 地域維持分野

○地域維持業務の実施

(1) 共通事項

- ・優良建設工事の引渡年度において、昼夜問わず緊急対応が必要な広島県発注の地域維持業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務等）を履行した場合（履行期間に優良建設工事の引渡年度が含まれる）、表彰対象工事すべてを対象として1点加点する（複数工事が表彰対象の場合、それぞれの工事に加点する）。

(2) 提出書類

- ・最新の契約書（写）（表紙、業務内容が分かる内訳表等）
- ・実施状況が確認できる写真（2、3枚程度）

3 持続可能分野

○週休 2 日の完全実施または 4 週 6 休以上 4 週 8 休未満の実施

(1) 共通事項

ア 現場閉所による週休 2 日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休 2 日モデル工事試行要領」、「週休 2 日モデル工事等実施要領」、「週休 2 日適用工事等実施要領」のいずれかに基づく、対象期間において、現場閉所日数が、4 週 8 休相当以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上） の場合は 1 点、4 週 6 休以上 4 週 8 休未満（現場閉所率 21.4%（6 日／28 日）以上 28.5% 未満） の場合は 0.5 点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が 1 週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休 2 日モデル工事により設計変更したかどうかは問わない。

イ 各技術者等の休日取得状況による週休 2 日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休 2 日モデル工事試行要領」、「週休 2 日モデル工事等実施要領」、「週休 2 日適用工事等実施要領」のいずれかに基づく、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における現場に従事した全ての技術者及び技能労働者（非常勤（臨時）で従事する者は除く）（以下「技術者等」という。）の平均休日日数が、4 週 8 休相当以上（休日率（技術者等の休日日数を対象期間で除した率）28.5%（8 日／28 日）以上） の場合は 1 点、4 週 6 休以上 4 週 8 休未満（休日率 21.4%（6 日／28 日）以上 28.5% 未満） の場合は 0.5 点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が 1 週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休 2 日交替制モデル工事により設計変更したかは問わない。

(2) 提出書類

- ・4 週 8 休相当以上又は 4 週 6 休以上 4 週 8 休未満を達成したことが確認できる検査結果通知書

（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり）

- ・（1）アの場合、工事着手までに発注者に提出した休日取得計画表及び工事打合せ（写）
- ・（1）アの場合、実績を記入した休日取得計画表及び工事打合せ簿（写）
- ・（1）イの場合、各技術者等の休日取得状況による週休 2 日の実施を発注者へ申し出を行った工事打合せ簿（写）
- ・（1）イの場合、実績を記入した休日取得状況表（週休 2 日交替制モデル工事様式）
- ・休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の写し

○建設キャリアアップシステムの活用

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、建設現場に建設キャリアアップシステムのカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理で「建設キャリアアップシステムの活用」をした場合に 0.5 点加点する。

(2) 提出書類

- ・事業者登録していることが分かる資料（事業者 I D 通知の写し等）
- ・カードリーダーの設置状況、使用状況が確認できる写真（2、3枚程度）
- ・建設キャリアアップシステムから出力した帳票（表彰対象工事の作業員名簿、施工体制台帳等、システムを活用したことが分かる資料の中からいずれか 1 点）

○工事着手時 40 歳以下の技術者による施工

○女性技術者による施工

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、原則として、工期の全期間にわたり従事した主任・監理技術者とし、表彰対象技術者と同一の者とする。
- ・それぞれの項目ごとに加点し、工事着手時 40 歳以下の技術者による施工をした場合は 1 点、女性技術者による施工をした場合は 2 点加点する（1 工事最大 3 点）。
- ・工事着手時とは、工期の始期日のことである。

(2) 提出書類

- ・各技術者を配置したことが確認できる検査結果通知書
(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり)
 - ・年齢や性別の要件が確認できる書類の写し
 - ①健康保険証
 - ②マイナンバーカード
 - ③パスポート
 - ④その他、公の機関が発行した書類
- ※要件に関係しない箇所は黒塗り等により消去することとし、旧姓を使用している場合は、旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）を添付すること。

建設産業の生産性向上に関する取組について

建設産業の生産性向上に関する取組について

建設DX担当
技術企画課

1 趣旨

建設産業の生産性向上の実現に向け、ICT活用工事やCIM推進モデル業務等の取組の拡大を進める。

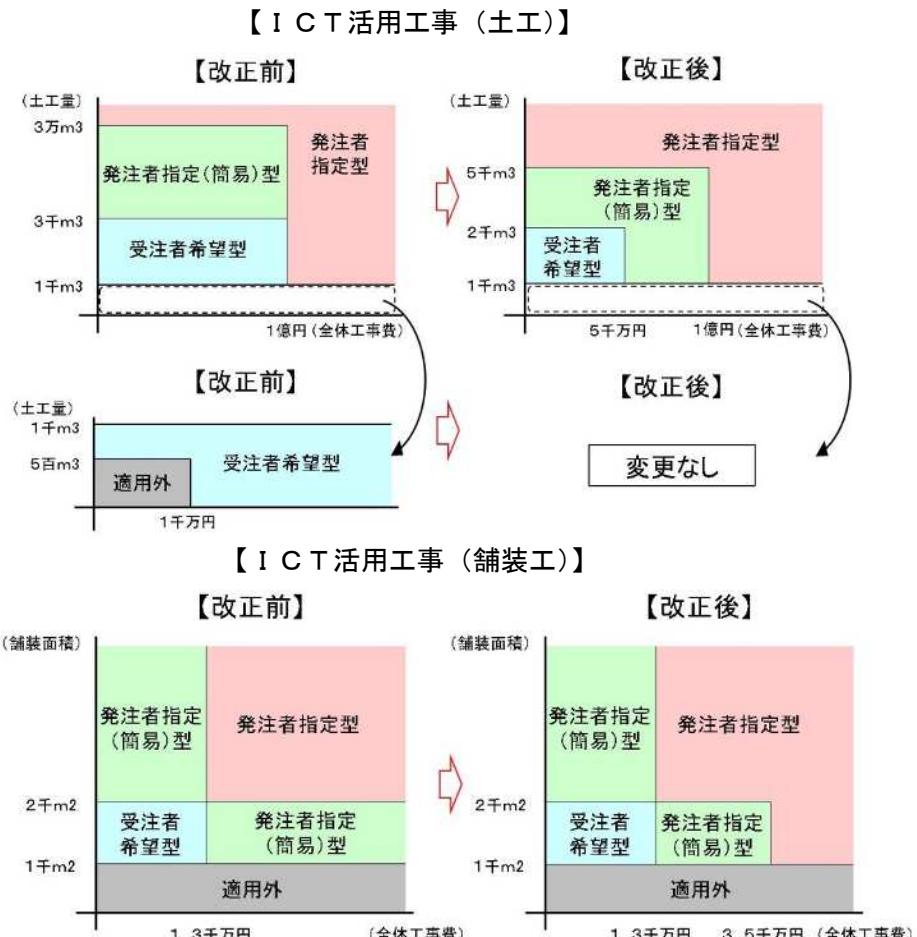
2 取組内容

(1) ICT活用工事の拡大【再掲P34】

ア 発注者指定型の拡大

適用工種ごとの施工規模（施工量、全体工事費）に応じて、「発注者指定型（簡易型を含む）」の対象を拡大する。

また、CIMモデルの業務成果があるものは原則、「発注者指定型」で発注する。



イ 適用工種の拡大

適用工種に港湾浚渫工を追加する。

適用工種
土工 (1,000m ³ 以上・1,000m ³ 未満・小規模土工)、舗装工、 舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ・路面切削）、河川浚渫（バックホウ浚渫船）、 法面工、作業土工（床掘）、付帯構造物設置工、地盤改良工、構造物工（橋梁上部）、 構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工、 <u>港湾浚渫工</u>

(2) C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大【再掲 P55】

ア C I M推進モデル業務

(ア) 土工の3次元設計業務

I C T活用工事（土工）の推進を図るため、概ね1,000m³以上の土工を取り扱う業務を「発注者指定型」で発注する。

(イ) C I M活用業務

橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務を対象に、請負対象設計金額1千万円以上の業務を「発注者指定型」、請負対象設計金額1千万円未満の業務を「受注者希望型」で発注し、対象となる主要な土木構造物の詳細設計業務件数の6割の実施を目指す。

イ C I M活用工事

設計段階において作成した「C I Mモデル」がある場合については、原則として、「発注者指定型」で発注する。

(3) 現場施工の効率化

設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の効率化を図るため、設計段階においてコンクリート構造物の比較案にプレキャスト工法等を加えるとともに、施工段階においてもプレキャスト製品を使用する等の取組を積極的に推進する。

(4) 遠隔臨場実施工事の拡大【再掲 P38】

「段階確認」、「材料確認」、及び「立会」等に伴う受注者の待機時間や発注者の移動時間の削減、立会日時等を柔軟に調整でき、効率的な時間の活用が可能となる「遠隔臨場実施工事」の取組を拡大する。

請負対象設計金額1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」、請負対象設計金額1億円未満の工事は、「受注者希望型」で発注する。

(5) W e b会議システム等の活用

土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象として、W e b会議システム等を活用した検査及び打合せを推進する。

建設産業の働き方改革に関する取組について

建設産業の働き方改革に関する取組について

建設産業課
技術企画課

1 趣旨

建設産業の働き方改革の実現に向け、週休2日適用工事の拡大等の取組を進める。

2 取組内容

(1) 主任技術者等の配置条件の改正【再掲 P23】

令和6年4月以降、非専任の主任技術者の兼務制限を廃止する等行っている。
また、令和6年6月以降、配置予定技術者の全期間従事の要件緩和等を行う。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務における管理技術者の配置条件の改正【再掲 P51】

分野別の発注を原則とする測量・建設コンサルタント等業務において、例外的に複数の業務分野にまたがる内容の業務（複合業務）を発注する場合、令和6年6月以降、管理技術者の複数配置を求めていた取扱いを見直し、適用分野（いわゆる主たる分野）の実施に必要な要件を満たす者に役割を一元化する。

(3) 週休2日適用工事等の拡大【再掲 P30】

令和6年6月以降、現場閉所が可能な全ての工事及び地域維持業務を「週休2日適用工事」又は「週休2日適用地域維持業務」とし、原則、「発注者指定型」で発注する。



(4) 快適トイレ設置工事の改正【再掲 P33】

令和6年6月以降、全ての工事を「快適トイレ設置工事」とし、原則、「発注者指定型」で発注する。

(5) 工事現場環境及び業務環境の改善

令和元年6月以降、全ての業務で受注者の労働環境の改善を目的としたWiークリースタンスに取組んでいる。

また、令和6年4月から建設業に対して時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、令和6年4月以降、全ての工事で受注者の現場環境の改善を目的としたWiークリースタンスの取組を開始した。

(6) 適正な工期の設定

工期については、「施工に必要な実日数」と、週休2日を前提とした土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇と雨天等を考慮した「不稼働日数」に「準備・後片づけ期間」、「その他の現場条件」等を踏まえ、適切に設定している。

令和5年8月以降、「不稼働日数」として見込んでいる雨休日数の算出に用いる雨休率^{※1}に対し、新たに猛暑日日数^{※2}を考慮している。

※1 雨休率は、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）と降雨降雪日日数及び猛暑日日数の年間の発生率。

※2 猛暑日日数は、年ごとのWBT値31以上の時間^{※3}を日数換算し、平均した値とする。

※3 WBT値31以上の時間の集計は、過去5年間の平日8時～17時を対象とする。

(7) 適正な請負代金額の設定

ア 技能労働者等の適正な賃金水準の確保

適正な賃金水準を確保し、技能労働者等の処遇改善を図る環境整備のため、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等を決定・公表している。

イ 建設資材の取引価格の把握及び請負代金への反映

請負代金の設定の際に原材料費の最新の取引価格を適切に反映するため、資材単価の毎月調査や単価動向の調査に取組んでいる。

ウ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応

契約締結後に、受注者からスライド条項の協議の申し出があった場合には適切に協議に応じることにより、状況に応じた必要な契約変更を実施している。

(8) 工事書類の削減

設計図書に基づく工事関係書類を必要最小限にとどめ、受発注者の工事関係書類の簡素化及び合理化を進めることを目的に土木工事書類作成マニュアルを制定し、令和3年6月以降、全ての工事でマニュアルを適用している。

**広島県建設分野の革新技術活用制度の
登録技術の活用について**

広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用について

1 広島県建設分野の革新技術活用制度について

広島県では、建設分野における担い手不足などの様々な課題に対応するため、広島県建設分野の革新技術活用制度を令和4年4月に創設[※]し、施設の長寿命化技術に加え、インフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術の登録・活用を推進しています（制度の概要は別紙リーフレットのとおり）。

本制度では、現在 161技術を登録しており、登録技術の概要は広島県HPで公表しています。

＜登録状況一覧（登録区分別）＞

※広島県長寿命化技術活用制度より改正

主部門	区分3 (うち推奨技術)	区分2	区分1	登録数 (R6年4月時点)
長寿命化	55(29)	18	—	73(29)
効率化	54(35)	9	—	63(35)
高度化	15(3)	8	2	25(3)
合計	124(67)	35	2	161(67)

＜登録技術の概要＞

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/summary-of-the-technology.html>



2 登録技術の活用にあたって

＜建設コンサルタント関係＞

設計業務等共通仕様書に次のとおり定めていますので、登録技術を比較検討の対象としてください。

【設計業務等共通仕様書（令和5年8月）広島県 第1209条（抜粋）】

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等、広島県長寿命化技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等、広島県長寿命化技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

＜建設工事関係＞

工事の総合評価落札方式において、過去2年間に登録技術の活用実績がある場合、評価項目として1点加点します。また、優良建設工事等表彰において、県が引渡しを受けた工事で登録技術を活用した場合、2点加点します（要件項目の詳細は最新の公表資料を必ずご確認ください）。

⇒引き続き、現場の適用条件等を考慮した上で、登録技術の積極的な活用をお願いします。

本制度では、
広島県建設分野の革新技術チャンネル
を運営しています！

制度の概要や登録技術の紹介動画を
公開していますので、ぜひご覧ください！
R6年4月時点で28本の動画を公開中



QRコードで
アクセス
(YouTube)



または

YouTube上で

広島県 革新技術



革新技术求む

申請から活用までの流れ



広島県土木建築局 技術企画課

本制度の詳細については、広島県のホームページで公表しています。▶

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/kensetsubunyanokakushingijutsu.html>



令和5年8月改訂

広島県
建設分野の
革新技术活用制度
●
公共土木施設の
「長寿命化・効率化・高度化」に
資する「技術」を募集



道路・河川・ダム・砂防・港湾・海岸・上下水道・公園などの公共土木施設

広島県土木建築局

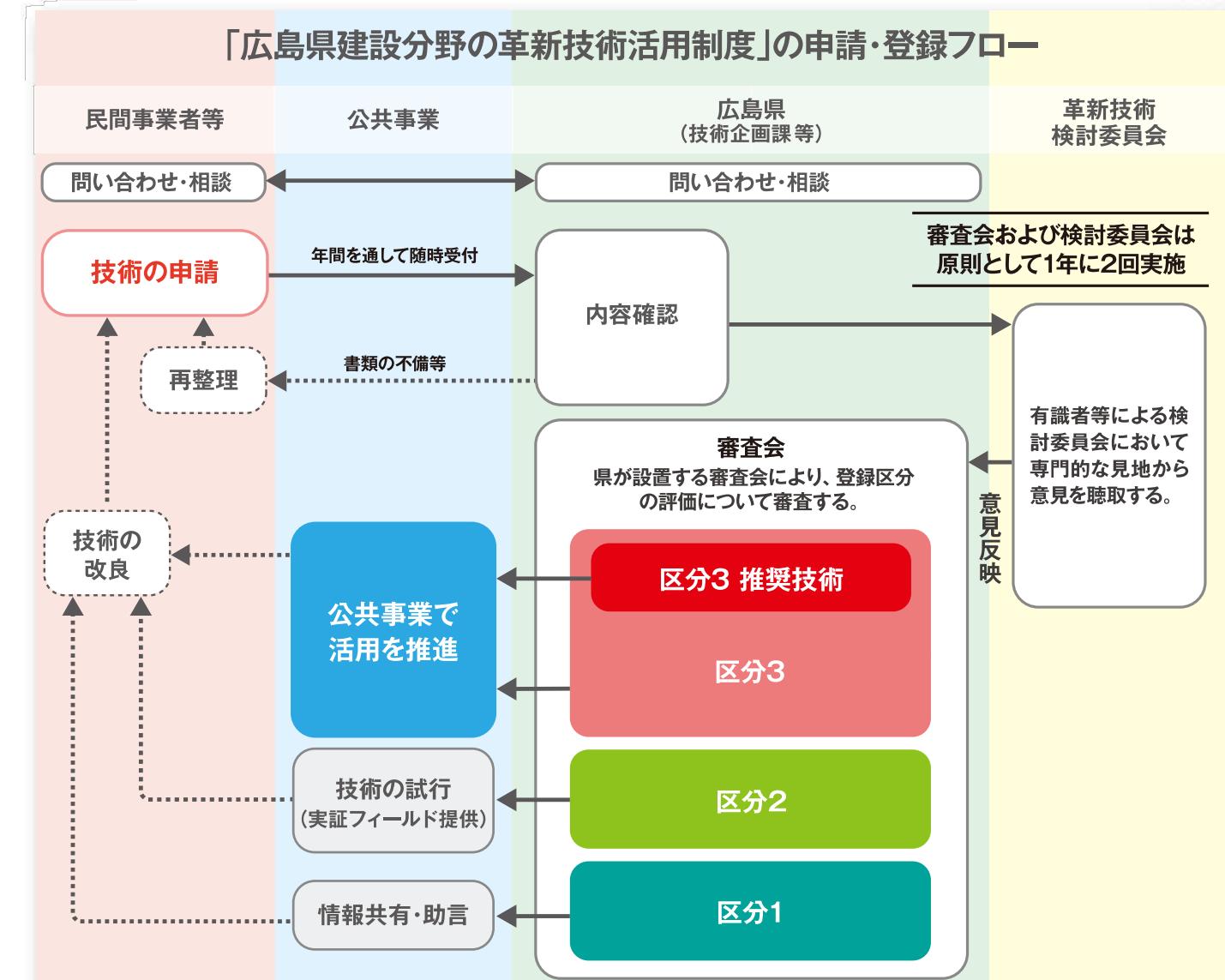
建設分野の革新技術を募集

広島県の公共土木施設の多くは高度経済成長期に整備されており、老朽化する施設の数が加速度的に増加することが見込まれています。また、人口減少・少子化・高齢化による建設分野の担い手不足や、自然災害の激甚化・頻発化に対応するためには、生産性向上などが求められています。このことから、広島県では施設の長寿命化だけでなく、AI/IoT、ロボティクスといった進展するデジタル技術等を活用したインフラ整備等の効率化・高度化に向け、「広島県長寿命化技術活用制度」を「広島県建設分野の革新技術活用制度」に改正しました。



「革新技術」登録のメリット!

- 区分3に登録した技術は、登録技術の情報や実績等について広島県のホームページで公表し、現場の適用条件等を考慮した上で、広島県の公共事業での活用を推進します。
- 区分3に登録した技術には、広島県が主催する革新技術発表会において登録技術の内容を発表する機会を提供します。
- 区分2に登録した技術には、実証フィールドを提供します。
- 区分1に登録した技術には、技術の開発・改良に関する情報共有・助言を行います。



大規模災害時の協力建設事業者登録制度について

大規模災害時の協力建設事業者登録制度

協力して頂ける建設事業者を令和6年度も募集します！

～皆様の“熱意と支援”が必要です～

■登録制度の目的

大規模災害時には、県民の安全の確保及び社会経済活動の回復に向け、迅速に応急工事を実施する必要があり、地域の建設事業者の皆様の協力が不可欠です。

この登録制度は、大規模災害時に公共土木施設の被災や土砂災害等が多発し、その地域内の建設事業者だけでは対応が困難な場合に備え、応急工事等の対応が可能な建設事業者を登録しておくことで、公共土木施設の早期復旧に向けた体制づくりを確保するものです。

■募集内容

①登録要件

次の全ての要件に満たす建設事業者の方を対象

- ・広島県の建設工事等入札参加資格を有する者
- ・土木一式工事又は法面処理工事の業種について資格の認定を受けている者
- ・広島県内に本店又は支店等を有する者
- ・災害発生時に応急工事等を迅速に実施できる者

②申請内容

活動できる地域、連絡系統、保有する建設資機材 等

③申請方法

広島県のホームページから広島県電子申請システムにより申請

④申請期間

令和6年3月25日（月）から令和6年5月15日（水）まで

⑤登録の有効期間

令和6年6月1日（土）から令和7年5月31日（金）まで

■登録されると

①応急工事等に要した費用は、他地域での活動に要する旅費等を含め県が負担します。

②協力建設事業者として登録された場合、広島県の建設工事等の入札参加資格認定や、経営事項審査における「防災協定の締結の有無」において加点対象となります。

本制度の詳細については、広島県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/kyouryokukensetsujigyosha.html>



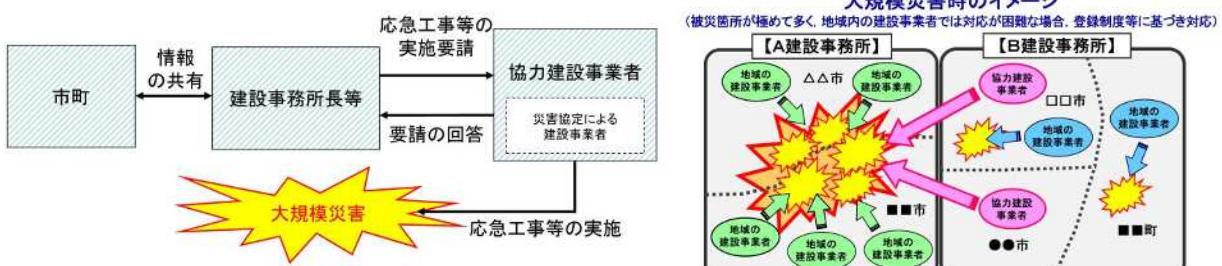
■応急工事等の事例



■Q & A

【Q 1】 いつ、どのように実施する事になるの...

【A 1】 例えば、平成30年7月豪雨災害などの大規模災害において、地域内の建設事業者だけでは応急対応等が困難な場合に、活動可能な地域を登録している建設事業者の方に応急工事等の実施を要請します。



【Q 2】 活動する内容は...

【A 2】 公共土木施設等に被害が発生又は発生するおそれのある場合において、建設事務所等が緊急に実施する必要があると認める工事を想定しています。

(例) 道路啓開、土砂災害による崩土や流木の撤去、大型土のうの設置、仮排水など

【Q 3】 どのような事を事前に登録する必要があるの...

【A 3】 大規模災害時には、広範囲に数多くの応急工事等を迅速に対応することが求められることから、事前に活動が可能な地域を市町単位（広島市は区単位）や保有する建設資機材、連絡系統などの登録をお願いします。

(詳細は、県ホームページで確認ください)



【Q 4】 他地域の応急工事に対応した場合の費用負担は...

【A 4】 遠隔地から他地域での活動に要する労働者（旅費を含む）や建設資機材などの費用は、県の基準に基づき県が負担します。

■お問い合わせ先

登録制度へのご質問などは、お気軽にお問い合わせください。

広島県土木建築局技術企画課 事業調整グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL：082-513-3853（直通）

E-mail : dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp

広島県アダプト制度について

広島県アダプト制度について

土木建築局道路河川管理課

1 アダプト制度とは

「アダプト」とは、英語で養子縁組をするという意味で、地域住民・企業等が中心となって道路・河川・公園等の公共施設を清掃・緑化等を通じてわが子のように面倒を見ていく活動を行い、公共施設の管理者は、看板の設置、保険加入等の必要な支援をしながら、官民協働によるまちづくり、施設の維持・管理、公共空間の環境美化等を推進していく制度です。

2 広島県アダプト制度について

県では、県管理の道路及び河川にアダプト制度を導入しています。

(1) マイロード・システム（認定団体数 748 団体：令和 5 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する国道・県道の清掃、美化等を行う団体、企業、個人等をマイロード団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において、県の管理する道路 100 メートル以上の活動であること。
- ・ 道路敷の清掃・除草、その他道路環境を改善する活動を行う団体、企業、個人等であること。

(2) ラブリバー制度（認定団体数 479 団体：令和 5 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する一級河川・二級河川の清掃、美化等を行う団体、企業、個人等をラブリバー団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において県の管理する一級河川、二級河川における 50 メートル以上の活動であること。
- ・ 河川敷の清掃・除草、その他河川環境を改善する活動を行う団体、企業、個人等であること。

3 行政の支援内容

(1) 県の支援内容

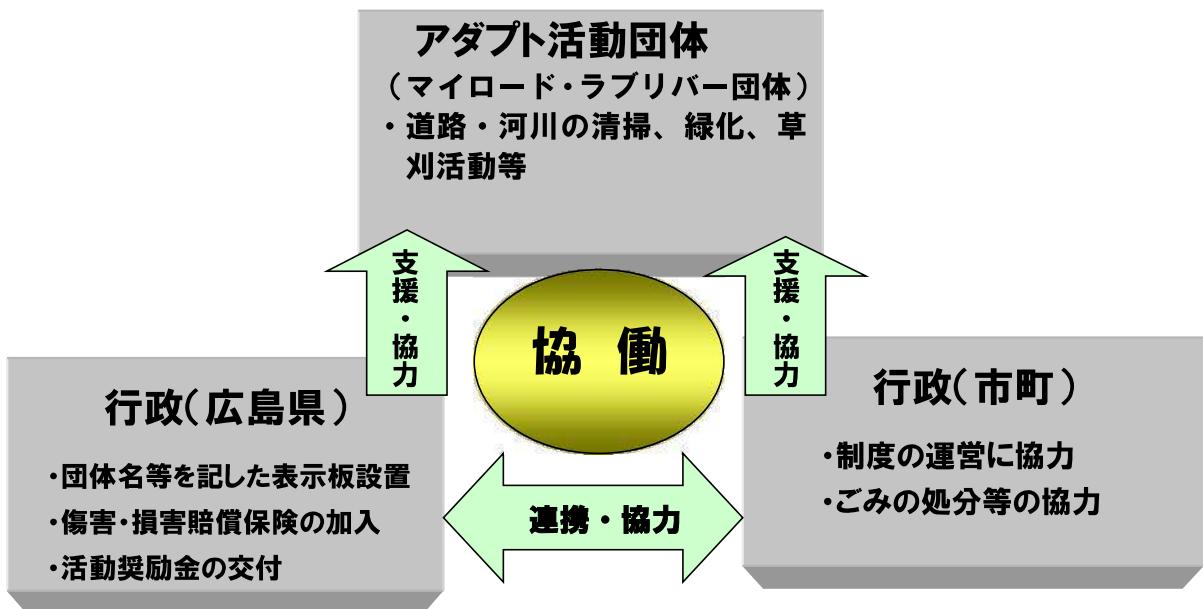
- ・ 表示板の設置
- ・ 傷害・損害賠償保険の設定
- ・ 活動費の一部支援

（令和 4 年度実績：497 団体、奨励金総額 、 35,962 千円）

(2) 市町の支援内容

- ・ 回収ゴミの受け入れ

(広島県アダプト制度の相関図)



(アダプトに関する問い合わせ先)

広島県土木建築局 道路河川管理課 TEL (082) 513-3903

または最寄りの広島県各建設事務所（支所）へ

広島県西部建設事務所 管理課 TEL (082) 250-8150

広島県西部建設事務所呉支所 管理課 TEL (0823) 22-5400

広島県西部建設事務所廿日市支所 管理用地課 TEL (0829) 32-1141

広島県西部建設事務所安芸太田支所 管理用地課 TEL (0826) 22-0541

広島県西部建設事務所東広島支所 管理課 TEL (082) 422-6911

広島県東部建設事務所 管理課 TEL (084) 921-1311

広島県東部建設事務所三原支所 管理課 TEL (0848) 64-4263

広島県北部建設事務所 管理課 TEL (0824) 63-5181

広島県北部建設事務所庄原支所 管理用地課 TEL (0824) 72-2015

安芸高田市に関する建設事務所の管轄の変更について



広島県からの重要なお知らせ

令和6年4月1日から 安芸高田市に関する 建設事務所の管轄が変更されます。

令和6年3月31日まで

西部建設事務所

〒732-0816

広島市南区比治山本町 16-12

Tel : 082-250-8151 代表

Fax : 082-255-3010

令和6年4月1日から

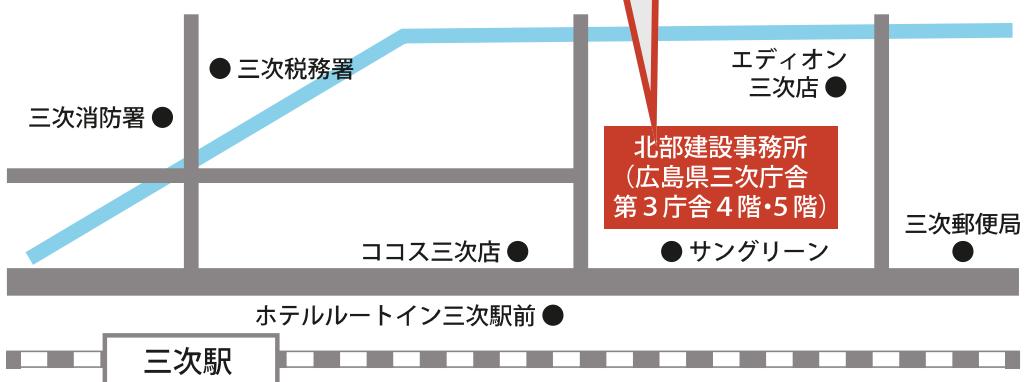
北部建設事務所

〒728-0013

三次市十日市東四丁目 6-1

Tel : 0824-63-5181 代表

Fax : 0824-63-3448



移管される業務

- 災害や土砂災害防止法に基づく警戒区域に関すること
- 建設業の許可、宅地建物取引業者等の免許及び登録に関すること
- 県が管理する公共土木施設（道路、河川、砂防施設等）の維持管理、整備に関すること
- 県が発注する公共事業で必要となる事業用地の取得や物件の移転等に係る補償に関すること
- 建築基準法に基づく確認、検査、許可、承認、指定及び指導等に関すること など

※工事や業務委託の発注（入札、契約など）・支払に関することは、
北部総務事務所（広島県三次庁舎第1庁舎2階）へ移管されます。

お間違いないよう、ご注意ください。

移管に関する
お問い合わせ

広島県土木建築総務課総務グループ ☎082-513-3811

